

地方公共団体の国民保護に関する懇談会

【第3回会合】

日時：平成16年12月24日

場所：グランドアーク半蔵門「華」の間

配 付 資 料

- 資料1 - 1 国民の保護に関する基本指針（要旨）
- 資料1 - 2 国民の保護に関する基本指針要旨説明資料（図説資料）
- 資料1 - 3 国民の保護に関する基本指針要旨（概要）
- 資料1 - 4 基本指針スケジュール（予定）

- 資料2 - 1 国民保護モデル計画作成の基本的考え方（案）
- 資料2 - 2 「国民の保護に関する計画で定める」事項について
- 資料2 - 3 平成17年度国民保護関係予算政府原案について
- 資料2 - 4 都道府県の国民保護計画作成に当たっての協議等について（消防庁通知）

- 資料3 第2回懇談会における各委員からの主な指摘事項

- 参考1 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について

- 参考2 テロの未然防止に関する行動計画

国民の保護に関する基本指針（要旨）目次

前文	1
第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針	
1 基本的人権の尊重	1
2 国民の権利利益の迅速な救済	1
3 国民に対する情報提供	2
4 関係機関相互の連携協力の確保	2
(1) 対策本部相互の連携の確保等	
(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制	
(3) 地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携	
5 国民の協力	4
(1) 国民への啓発	
(2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化	
(3) ボランティアへの支援	
6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	5
7 安全の確保	5
8 対策本部長の総合調整等	6
第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項	
第1節 武力攻撃事態の類型	
1 着上陸侵攻の場合	8
(1) 特徴	
(2) 留意点	
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	8
(1) 特徴	
(2) 留意点	
3 弾道ミサイル攻撃の場合	9
(1) 特徴	
(2) 留意点	
4 航空攻撃の場合	9
(1) 特徴	
(2) 留意点	
第2節 N B C 攻撃の場合の対応	
1 核兵器等	10

2	生物兵器	11
3	化学兵器	11
第3章 実施体制の確立		
第1節	組織・体制の整備	12
第2節	武力攻撃事態等における活動体制の確立	
1	武力攻撃事態等対策本部	12
2	武力攻撃事態等現地対策本部の設置	12
3	指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制	13
4	国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定	13
5	地方公共団体の活動体制	13
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制	14
第4章 国民の保護のための措置に関する事項		
第1節	住民の避難に関する措置	
1	警報	15
	(1) 警報の発令	
	(2) 警報の通知及び伝達	
2	避難措置の指示	16
	(1) 避難措置の指示の内容等	
	(2) 避難措置の指示の通知	
	(3) 避難措置の指示の解除	
	(4) 避難に当たって配慮すべき事項	
	避難に当たって配慮すべき地域特性	
	その他の留意事項	
3	避難の指示	21
	(1) 避難の指示等	
	(2) 避難の指示の通知及び伝達	
	(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ	
	(4) 内閣総理大臣の是正措置	
4	避難住民の誘導	22
	(1) 平素からの備え	
	(2) 避難実施要領の通知及び伝達	
	(3) 市町村による避難住民の誘導	
	(4) 警察官等による避難住民の誘導	
	(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等	
	(6) 都道府県による避難住民の誘導	

(7) 避難住民の復歸のための措置	
(8) 住民の安全の確保	
5 避難施設	26
(1) 避難施設の指定	
(2) 避難施設のデータベースの整備	
第2節 避難住民等の救援に関する措置	
1 救援の指示等	27
2 救援の実施	27
3 救援の内容	28
(1) 収容施設の供与	
(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
(3) 医療の提供及び助産	
(4) 被災者の捜索及び救出	
(5) 埋葬及び火葬	
(6) 電話その他の通信設備の提供	
(7) その他の救援の実施	
4 その他の医療活動	30
(1) 医療活動を実施するための体制整備等	
(2) 医療活動の実施	
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	31
(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	
(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	
6 安否情報の収集及び提供	32
(1) 安否情報の収集及び提供	
市町村の行う安否情報の収集	
都道府県の行う安否情報の収集	
総務大臣の行う安否情報の収集	
安否情報の提供	
(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力	
(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供	
第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置	
1 武力攻撃災害への対処	35
2 緊急通報の発令等	35
3 生活関連等施設の安全確保	36
(1) 生活関連等施設の安全確保	
平素からの備え	
武力攻撃事態等における措置	

危険物質等の取扱所の使用停止等	
石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止	
(2) 武力攻撃原子力災害等への対処	
体制の整備	
活動体制の確立	
モニタリングの実施	
原子炉の運転停止	
安定ヨウ素剤の服用	
飲食物の摂取制限	
4 N B C 攻撃による災害への対処	43
(1) 核攻撃等の場合	
(2) 生物剤による攻撃の場合	
(3) 化学剤による攻撃の場合	
5 消火活動及び救助・救急活動	45
6 感染症等の指定等の特例	46
7 保健衛生に関する活動	46
8 廃棄物処理の特例	47
9 文化財保護の特例	47
第4節 その他の国民の保護のための措置の実施に当たっての留意事項	
1 情報の収集及び提供	47
(1) 平素からの備え	
(2) 被災情報等の収集及び提供	
2 通信の確保	48
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における通信の確保	
3 運送の確保	49
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における運送の確保	
4 交通の管理	50
(1) 道路交通の管理	
平素からの備え	
武力攻撃事態等における交通規制等	
(2) 船舶交通の管理及び航空管制	
5 民間からの救援物資等の受入れ	51
(1) 民間からの救援物資の受入れ	
(2) 海外からの支援の受入れ	

6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	52
第5節 国民生活の安定に関する措置	
1 国民生活の安定	53
(1) 生活関連物資等の価格の安定等	
(2) 金銭債務の支払猶予等	
(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等	
(4) 政府関係金融機関による武力攻撃災害に関する融資	
(5) 通貨及び金融の安定	
(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置	
2 生活基盤等の確保	55
(1) ライフライン施設の機能の確保	
(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等	
(3) 運送・通信・郵便の確保	
(4) 医療の確保	
(5) 公共的施設の適切な管理	
(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
3 応急の復旧	57
(1) 基本的事項	
(2) ライフラインの応急の復旧	
(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等	
総合調整等	
道路の応急の復旧等	
航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等	
空港の応急の復旧等	
鉄道施設等の応急の復旧等	
第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置	59
第7節 訓練及び備蓄	
1 訓練	60
2 備蓄	60
第5章 緊急対処事態への対処	
第1節 緊急対処事態	
1 攻撃対象施設等による分類	62
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
2 攻撃手段による分類	63

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	
第2節 緊急処理事態対策本部等	
1 緊急処理事態対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・	64
2 緊急処理事態現地対策本部の設置・・・・・・・・	64
第3節 緊急対処保護措置の実施・・・・・・・・	64
第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続・・・・・・・・	65

国民の保護に関する基本指針（要旨）

前 文

- 国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、国としての国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県がそれらの国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものであること。
- 我が国を取り巻く安全保障環境の変化等に伴い、国民の安全を確保するためには、国民保護措置についても絶えず検証がされていくべきものであり、政府は、その検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うものとする。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及びそれぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。この場合において、次の点に留意すること。

1 基本的人権の尊重

- 国及び地方公共団体は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行うよう努めるものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- 国及び地方公共団体は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、それぞれその国民保護計画等により、これらの手続について迅速な処理が可能となるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努めるものとする。

- 国及び地方公共団体は、これらの手続に関連する文書を、各機関の文書管理規程、各地方公共団体の文書管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害により当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。
- 3 国民に対する情報提供
- 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。
 - 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供しよう努めるものとする。
 - 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、警報等、避難の指示等及び緊急通報について速やかに放送するものとする。
 - 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。
 - 国〔外務省、国土交通省、海上保安庁〕は、外国に滞在する邦人、航空機内にある者、船舶内にある者に対しても、情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- (1) 対策本部相互の連携の確保等
- 武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を実施するとともに、都道府県国民保護対策本部長（以下「都道府県対策本部長」という。）から武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）に対して、又は市町村国民保護対策本部長（以下「市町村対策本部長」という。）から都道府県対策本部長に対して、国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、対策本部長又は都道府県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うものとする。
 - 都道府県の知事その他の執行機関（以下この項において「都道府県知事等」という。）から指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対して、

又は市町村の長その他の執行機関（以下この項において「市町村長等」という。）から都道府県知事等に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。市町村長等から都道府県知事等に対して、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する要請を行うよう求めがあった場合には、都道府県知事等は、その求めの趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項に対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。
- 警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の充実を図るよう努めるものとする。
- 消防庁及び地方公共団体は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携

- 地方公共団体と自衛隊は、防災のための連携体制を活用しつつ、NBC攻撃による災害への対処その他武力攻撃事態等において特有の事項を含め、平素から連携体制を構築しておくものとする。この場合において、自衛隊の部隊等による国民保護措置が円滑に実施できるよう、相互の情報連絡体制の充実、共同の訓練の実施等に努めるものとする。
- 都道府県知事は、避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）、武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）、武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を要請するものとする。
- 対策本部長は、都道府県対策本部の機能に支障を来たして都道府県と連絡を

行うことができない場合等において、当該都道府県の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を求めるものとする。

- 市町村長は、当該市町村において派遣を必要とするような状況が生じている場合において、都道府県知事による国民保護等派遣の要請が迅速に行われないう場合その他当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると判断するときは、都道府県知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めるものとする。
- 市町村長は、通信の途絶等により、都道府県知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると判断するときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官に連絡するものとする。この場合において、防衛庁長官は、速やかに、その内容に対策本部長に報告するものとする。
- 対策本部長は、防衛庁長官から報告があったときは、その内容を速やかに検討し、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を求めるものとする。
- 自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとする。

5 国民の協力

(1) 国民への啓発

- 国は、地方公共団体の協力を得つつ、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く啓発に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

(2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化

- 消防庁及び地方公共団体は、地域住民の消防団への参加促進、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて消防団及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努めるものとする。
- 消防庁及び地方公共団体は、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救

援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるものとする。

(3) ボランティアへの支援

- 国及び地方公共団体は、平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るとともに、武力攻撃事態等におけるボランティアとの連携方策について検討するものとする。
- 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアの登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努めるものとする。
- ボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用等に配慮するものとする。

6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

- 国及び地方公共団体は、都道府県が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。
- 国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報等の放送、避難の指示等の放送及び緊急通報の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

7 安全の確保

- 国及び地方公共団体は、国民保護措置の実施に当たっては、相互に連携協力し、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。
- 国は、指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 都道府県は、当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関

が実施する当該都道府県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、当該国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 市町村は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国及び都道府県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、関係都道府県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置に従事する市町村職員等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
 - 国及び地方公共団体は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該国民保護措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供するものとする。
 - 都道府県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮するものとする。
 - 国及び地方公共団体は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- 8 対策本部長の総合調整等
- 対策本部長は、国民保護措置に関し総合調整を行おうとする場合には、事態に照らし緊急を要すると認めるときを除き、関係する地方公共団体の長等又は指定公共機関の意見をあらかじめ聴くとともに、その意見を尊重するよう努めるものとする。
 - 対策本部長による総合調整が行われた場合には、関係する指定行政機関の長、地方公共団体の長等又は指定公共機関は、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。
 - 内閣総理大臣が、避難の指示、都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置、避難住民の誘導に関する措置、避難住民の運送、緊急物資の運送又は救援に関し指示を行った場合には、関係都道府県知事又は指定公共機関は、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。
 - 内閣総理大臣が避難の指示、都道府県の区域を越える避難住民の受入れのため

の措置又は救援に関し指示を行ってもなお都道府県対策本部の機能に支障を来している等の理由により関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要と認める場合で事態に照らし都道府県知事に指示をするいとまがないと認めるときは、内閣総理大臣は、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は関係大臣を指揮し、所要の措置を行い、又は行わせるものとする。内閣総理大臣が、事態に照らし緊急を要すると認める場合において、自ら当該措置を講じ又は関係大臣を指揮して講じさせたときは、関係都道府県知事は、可能な限り、内閣総理大臣又は関係大臣による当該所要の措置の実施に協力するものとする。

- 対策本部長等が行う総合調整等については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮するものとする。

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

- 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型が想定される。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。
- 本章は、この類型に応じ、その特徴等を取りまとめており、これらの類型に応じた具体的な国民保護措置については、第4章第1節から第3節までにおいて、その留意事項を記述する。
- 特殊な対応が必要であるNBC攻撃に対する対応について特に記述するが、具体的な国民保護措置については、第4章第1節から第3節までにおいて、その留意事項を記述する。

第1節 武力攻撃事態の類型

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

- 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

- 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

(2) 留意点

- ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

3 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 特徴

- 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

- 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

4 航空攻撃の場合

(1) 特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易である

が、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

- 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

- 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 N B C 攻撃の場合の対応

1 核兵器等

- 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによって皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲し、放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による皮膚被ばくを抑制するほ

か、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

2 生物兵器

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策本部等及び各部局における事務分担、職員の配置等をそれぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるなどその体制の整備を図るものとする。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準の明確化、連絡手段及び参集手段の確保等当該職員のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図るものとする。
- 地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備するものとする。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制を確保するよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、都道府県対策本部又は市町村対策本部（以下この章において「国民保護対策本部」という。）が設置された場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を平素から図るよう努めるものとする。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 武力攻撃事態等対策本部

- 国は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、対策本部が設置されたときは、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携協力し、対策本部を中心に万全の国民保護措置を講ずるものとする。
- あらかじめ指定された関係省庁の職員は、対策本部に直ちに参集し、指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置の総合的な推進を図るとともに、法律の規定に基づいて国民保護措置を実施するものとする。また、対策本部は、武力攻撃事態等の状況に応じ、関係省庁の協力を得つつ、その体制を強化するものとする。
- 対策本部においては、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報等の収集及び分析を行い、国民保護措置の総合的な推進を図るものとする。
- 対策本部長は、国民保護法に規定された要件を満たす場合であって、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、避難措置の指示、救援の指示及び武力攻撃災害への対処に関する指示を行うものとする。

2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置

- 内閣総理大臣は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国民保護措置を実施する地方公共団体、指定地方公共機関等との連絡及び調整のため、国として特定の地域における対策が必要であると認めるときは、武力攻撃事態等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置するものとする。この場合において、現地対策本部は、その所管区域内の都道府県の都道府県対策本部との連絡及び調整を一元的に行うものとする。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
 - 指定行政機関は、対策本部が設置されたときは、直ちに、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、その管轄する指定地方行政機関も含めその所掌に係る国民保護措置を総合的に推進するものとする。
- 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
 - 内閣総理大臣は、対処基本方針の案について閣議の決定を求めるときに、武力攻撃が迫り、若しくは現に武力攻撃が発生したと認められる地域又は要避難地域若しくは避難先地域を含む地方公共団体その他国民保護措置を総合的に推進する必要があると認める地方公共団体を、国民保護対策本部を設置すべきものとして指定することについて、閣議の決定を求めるものとする。
 - 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等の推移に応じて、上記以外の地方公共団体について国民保護対策本部を設置する必要があると認める場合には、当該地方公共団体を国民保護対策本部を設置すべきものとして指定することについて、閣議の決定を求めるものとする。
 - 内閣総理大臣は、都道府県知事から指定の要請があったとき又は市町村長から都道府県知事を経由して指定の要請があったときは、武力攻撃事態等の状況等に照らして、指定の必要性の有無について速やかに判断し、必要があれば直ちに、当該地方公共団体を国民保護対策本部を設置すべきものとして指定することについて、閣議の決定を求めるものとする。
- 5 地方公共団体の活動体制
 - 国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた地方公共団体は、直ちに、国民保護対策本部を設置するとともに、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制をとり、国民保護措置を総合的に推進するものとする。
 - 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、必要に応じ、都道府県知事は緊急通報の発令、市町村長及び都道府県知事は退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

- 指定公共機関にあっては対策本部が設置されたときは、指定地方公共機関にあってはその指定を受けた都道府県知事の管轄する区域内において国民保護対策本部が設置されたときは、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、その業務に係る国民保護措置を総合的に推進するものとする
こと。

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報

(1) 警報の発令

- 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な文章をもって発令するものとする。
- 警報の国民への伝達に際しては、警報が発令されたことを広く知らしめるため、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るものとする。
- 警報の発令に関する事務は、対策本部において処理するものとする。この場合において、警報の発令に必要な関係指定行政機関の専門的知見を活用するものとする。
- 指定行政機関は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに対策本部に報告するよう努めるものとする。

(2) 警報の通知及び伝達

- 指定行政機関は、当該指定行政機関が警報の内容を通知すべき指定地方行政機関、指定公共機関その他の関係機関について、その連絡先、連絡順位、連絡方法等を国民保護計画等において定めておくものとする。
- 警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等適切で効果的な通信手段を活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知するものとする。
- 市町村長は、消防長及び消防団長を指揮し、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、各世帯に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- 都道府県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。
- 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。
- 国及び地方公共団体は、警報の内容を住民に確実に伝達できるよう防災行政無線等の整備又は整備の促進を図るよう努めるものとする。

2 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示の内容等

- 対策本部長は、武力攻撃の現状や今後の予測、地理的特性、運送手段の確保の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合に、警報の発令と併せ又は発令後直ちに関係都道府県知事に対して避難措置の指示を行うものとする。
- 対策本部長は、武力攻撃を排除するための行動及び国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路等の利用の調整を行う必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の規定に基づき、関係する地方公共団体の長等及び指定公共機関の意見を聴いた上で、これらの利用に関する指針を定めるものとする。
- 避難措置の指示には、要避難地域、避難先地域及び住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要を示すものとする。
- 対策本部長は、武力攻撃事態等の現状及び今後の予測、武力攻撃災害の状況、地理的特性等を総合的に勘案して、要避難地域及び避難先地域を適切に指定するものとする。
- 対策本部長は、避難先地域を示す場合には、安全性を確認した上で、避難住民等に対する救援活動を適切に行うことができるよう、避難先における避難施設の所在状況や物資の供給状況等について十分に勘案した上で行うものとする。
- 避難先地域を管轄する都道府県は、避難措置の指示を受けたときは、避難施設の開設や避難住民を受け入れるための救援の準備等、避難住民の受入れのために必要となる措置を講ずるものとする。
- 対策本部長は、着上陸侵攻の場合など都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を管轄する都道府県知事から避難すべき住民の数や想定される避難の方法等について、避難先地域を管轄する都道府県知事から避難住民の受入能力等についてそれぞれ意見を聴き、それを踏まえて、国の方針として具体的な要避難地域や避難先地域等について避難措置の指示を行い、都道府県知事による避難の指示が円滑にできるようにするものとする。

(2) 避難措置の指示の通知

- 対策本部長、指定行政機関の長及び都道府県知事は、関係機関に対し、警報の通知に準じて、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

(3) 避難措置の指示の解除

- 対策本部長は、武力攻撃事態等が終結した場合等、避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに避難措置の指示を解除するものとする。
- (4) 避難に当たって配慮すべき事項
 - 避難に当たって配慮すべき地域特性
 - 都道府県の区域を越える避難の場合には、避難先の都道府県と避難の経路となる地域の都道府県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議を実施するものとし、必要に応じ市町村その他の関係機関は協議に参加するものとする。
 - 大都市における住民の避難に当たっては、その人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県は、十分な避難施設の把握及び指定に努めるものとする。
 - 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、国〔内閣官房、消防庁、厚生労働省、防衛庁、防衛施設庁、外務省、警察庁〕及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るものとする。
 - 離島の住民の避難については、島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があることから、地方公共団体は、可能な限り全住民の避難をも視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとし、都道府県は、運送事業者である指定地方公共機関との連携協力に努めるものとする。また、国〔内閣官房、国土交通省〕は、運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すなどの支援を行うものとする。一方、離島の住民を島外に避難させる必要が生じた場合においては、国土交通省は、航空機等の使用状況を調査し、都道府県又は市町村が航空機等による運送の求めを行う際の運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。
 - 沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要であること。このため、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものであること。
 - ア 航空又は海上による避難のための運送手段の確保等
 - ・国〔内閣官房、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、沖縄関連路線に係

る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等を優先的に確保することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。

- ・国〔防衛庁、海上保安庁〕は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送するものとする。

イ 陸路による避難のための運送手段及びルートの確保

- ・国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、避難に利用可能な公的機関が保有する車両について把握するよう努めるものとする。また、沖縄県は、指定地方公共機関として指定する運送事業者の車両保有台数等の必要な情報を把握するよう努めるものとする。
- ・市町村は、航空又は海上による避難が必要となる場合に備えて、最寄りの飛行場や港湾までのルート等を検討しておくものとする。

ウ 県外での避難住民の受入れ

- ・沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国〔内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入れ体制を適切に整えるものとする。

- 武力攻撃原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、次のような措置を講ずるものとする。

- ・武力攻撃原子力災害が発生するおそれがある場合は、対策本部長は、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して避難の準備又は避難を行わせるものとする。
- ・武力攻撃原子力災害が発生した場合には、原則として、対策本部長は、コンクリート屋内等への屋内避難を指示するものとする。また、事態の進捗に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、他の地域への避難を指示するものとする。

その他の留意事項

- 国〔内閣官房、消防庁〕は、武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、

国民に周知徹底するものとする。

○着上陸侵攻の場合には、次の点に留意すること。

- ・大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めること。
- ・都道府県警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、交通規制を適宜実施するものとする。
- ・国〔内閣官房、国土交通省〕及び地方公共団体は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力（特に離島における航空・海上輸送力）の確保に努めるものとする。

○ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、次の点に留意すること。

- ・武力攻撃がまさに行われている地域においては、屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、避難を行うこともあり得ること。この場合においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切な役割分担の下、避難住民の誘導を行うものとする。
- ・都道府県知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、都道府県知事においては緊急通報の発令、市町村長及び都道府県知事においては退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずるものとする。

○弾道ミサイル攻撃の場合には、次の点に留意すること。

- ・弾道ミサイル発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示をすることが重要であること。ただし、事前に兆候を把握した場合でも、発射の段階で攻撃目標を察知することは困難であり、攻撃目標が判明した場合でも、短時間で我が国に着弾することが予測されるとともに、弾頭の種類により対応が異なることから、対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うものとする。
- ・避難は屋内避難が中心となるが、その際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。
- ・その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施するものとする。

○航空攻撃の場合には、次の点に留意すること。

- ・ 航空攻撃の場合においては、弾道ミサイル攻撃に比べ、その兆候を事前に察知することが容易であることから、対策本部長は、より具体的な避難措置の指示を行うことが期待されるが、対応の時間が短いこと、弾頭の種類により被害の状況が異なることは、弾道ミサイルの場合と同様であること。
 - ・ 攻撃当初の段階における屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。
 - ・ その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施するものとする。
- N B C 攻撃の際に消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折りたたんだハンカチ等を口にあてさせることなどに留意するほか、次の点に留意すること。

ア 核攻撃の場合

- ・ 核攻撃に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、対策本部長は、攻撃当初の段階は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示をすることとし、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させるものとする。
- ・ 核攻撃に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、対策本部長は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するものとする。
- ・ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるものとする。

イ 生物剤による攻撃の場合

- ・ 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
- ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるの

ではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする
こと。

ウ 化学剤による攻撃の場合

- ・化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
- ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させるものとする。

3 避難の指示

(1) 避難の指示等

- 要避難地域を管轄する都道府県知事は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示するものとする。この場合において、都道府県対策本部において、避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、主要な避難経路や運送手段の確保の状況、交通規制の方法、支援体制その他の事項について、迅速に所要の調整を行うものとする。
- 都道府県知事は、対策本部により道路の利用指針等が定められたときは、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定するものとする。
- 都道府県知事は、避難の指示をする場合には、当該都道府県の区域における地理的特性等を踏まえ、要避難地域、避難先地域のほか、使用が想定される国道や県道等主要な避難経路、運送を行うこととなる電車やバスの確保状況等避難のための交通手段等について示すものとする。
- 市町村長は、避難の指示を受け次第、直ちに、防災行政無線、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な住民への伝達に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、適切な避難の実施のため、避難経路及び避難手段の確保を図るものとする。この場合において、都道府県警察は、円滑な避難が行われるよう、必要に応じ交通規制を実施するものとする。
- 地方公共団体は、避難住民の運送のための運送手段を確保できるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と緊密に連絡を図るものとする。

(2) 避難の指示の通知及び伝達

- 地方公共団体の長は、関係機関に対し、警報の通知又は伝達に準じて、避難の指示の迅速かつ確実な通知又は伝達を行うものとする。

- 要避難地域を含む都道府県において、放送事業者である指定公共機関（当該都道府県の区域内において放送を行う者に限る。）及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。
- (3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ
- 都道府県の区域を越える避難においては、関係都道府県知事は、速やかに避難住民の受入れについてあらかじめ協議すること。
 - 都道府県の区域を越える避難において、避難住民の受入地域を管轄する都道府県知事は、あらかじめ指定した避難施設の中から避難住民の受入れを行う施設を選定し、要避難地域を管轄する都道府県知事にその旨を通知するとともに、当該施設の管理者に避難施設の開設のため必要な措置を講じさせるものとする。
 - 総務大臣は、都道府県の区域を越える避難において関係都道府県知事の間で住民の避難に関する措置に関して合意に至らない場合その他広域的な観点から自ら勧告を行うことが適当であると認める場合は、受入れの方法等住民の避難に関する措置に関して広域的な観点から関係都道府県知事に必要な勧告を行い、関係都道府県知事が避難住民の受入れを円滑に実施するよう促すものとする。
- (4) 内閣総理大臣の是正措置
- 内閣総理大臣は、連絡通信手段に支障を来たした場合など所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合又は所要の都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置が要避難地域を管轄する都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、これらの都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示又は受入れのための措置をすべきことを指示するものとする。当該指示を行ってもなお所要の避難の指示又は所要の受入れのための措置が当該都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であって事態に照らし都道府県知事に指示をするいとまがないと認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら所要の避難の指示又は所要の受入れのための措置を行うものとする。この場合において、所要の避難住民の受入れのための措置については、内閣総理大臣は、自ら当該措置を行い、又は総務大臣を指揮して適宜当該措置を行わせるものとする。

4 避難住民の誘導

(1) 平素からの備え

- 市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際、関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。
- 市町村は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。
- 国及び地方公共団体は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模団地、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。また、国土交通省及び地方公共団体は、鉄道、バス、航空機、船舶等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るために必要な措置の実施に努めるよう要請するものとする。
- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うために必要な措置の実施に努めるよう要請するものとする。
- 国〔法務省、警察庁、海上保安庁〕は、火災や地震等への対応に準じて刑務所及び留置場における収容者等の避難誘導を適切に行うために必要な措置の実施に努めるものとする。

(2) 避難実施要領の通知及び伝達

- 市町村は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊のほか、都道府県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知するものとする。
- 市町村は、防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに

各世帯及び関係団体に伝達するものとする。

(3) 市町村による避難住民の誘導

- 市町村は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行うものとする。
- 避難住民の誘導は、できる限り自治会、町内会等又は事業所等を単位として実施するよう努めるものとする。
- 避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者については、それにより危険が生ずる場合には警告等を発することができるが、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとする。
- 病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者は、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。また、施設の管理者及び市町村（消防機関を含む。）のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市町村は、都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請するものとする。
- 避難住民の誘導に当たっては、避難住民を誘導する者と一体となつての避難住民の誘導、移動中における食料等の配給、体の不自由な者等の避難の援助などについて、必要に応じ、国民に協力を要請するものとする。

(4) 警察官等による避難住民の誘導

- 市町村長は、当該市町村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官、海上保安官又は自衛官（以下４において「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請するものとする。市町村長は、これらの連絡先等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 都道府県警察及び海上保安庁は、自らの判断で、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村長等からの要請にこたえて必要と考える措置を講ずるものとする。

(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

- 避難住民を誘導する者による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれ認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して行うものとする。また、警察官、海上保安官又は自衛官による強制措置については、これらの警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などに行うものとする。

(6) 都道府県による避難住民の誘導

- 都道府県知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等で、必要と判断するときは、より広域的見地からそれらの優先順位等を定め、市町村長の要請の調整を行うほか、市町村から都道府県警察等に連絡がとれない場合などにおいて、警察官等による避難住民の誘導を自ら要請するものとする。
- 都道府県は、市町村が避難住民の誘導を行うに当たって、食品、飲料水、薬品等の必要な物資や情報等を提供することにより、積極的に支援を行うものとする。
- 都道府県知事は、都道府県の区域を越える住民の避難を行う場合や市町村長から要請があった場合で、必要と判断するときは、避難先地域の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うとともに、都道府県の職員が避難先地域まで同道するなどにより、市町村による避難住民の誘導を補助するよう努めるものとする。
- 内閣総理大臣は、所要の避難住民の誘導に関する措置が関係都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。

(7) 避難住民の復帰のための措置

- 市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導等復帰のために必要な措置を講ずるものとする。

(8) 住民の安全の確保

- 要避難地域等（海上を含む。）においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うとともに、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行うなどして、

速やかに住民や当該施設の安全の確保、犯罪の予防等に努めるものとする
こと。

- 海上においては、海上保安庁が船舶及び航空機による巡視警戒を行い、速やかに海上における安全の確保に努めるものとする。

5 避難施設

(1) 避難施設の指定

- 都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置きつつ、避難施設を指定するに当たっては、以下の事項等に留意するものとする。
 - ・避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設を指定すること。
 - ・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物の指定を考慮すること。また、都市部においては地下街又は地下駅舎を必要に応じて指定すること。
 - ・一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるものとする。
- 都道府県知事が避難施設を指定する場合には、当該施設の管理者の同意を文書等により確認するよう努めるものとする。また、避難施設として指定したとき及び管理者からの施設の廃止等の届出により避難施設としての指定を解除したときは、その旨を当該施設の管理者に対し文書等により通知するよう努めるものとする。
- 都道府県は、平素から、避難施設の状況を把握し、避難施設に係る情報の住民への周知に努めるとともに、避難施設の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(2) 避難施設のデータベースの整備

- 国〔内閣官房、消防庁、厚生労働省〕は、対策本部長が行う避難措置の指示及び都道府県が行う避難の指示が的確かつ迅速に実施できるよう、また、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を定め、都道府県に示すものとする。
- 都道府県は、標準的な項目に従って避難施設の情報を整理するよう努めるものとし、国〔内閣官房、消防庁、厚生労働省〕は、当該情報を取りまとめ、データベース化を図るよう努めるものとする。

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1 救援の指示等

- 対策本部長は、避難措置の指示をしたとき又は武力攻撃災害による被災者が発生した場合において当該被災者の救援が必要であると判断するときは、避難先地域又は被災者が発生した地域の都道府県知事に対し、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援を適切に実施するよう、直ちに、指示するものとする。
- 対策本部長は、警報の通知に準じて、救援の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。
- 指定都市の長は、都道府県知事を経由して、対策本部長から救援の指示があった場合は、都道府県に準じて適切に救援を実施するものとする。

2 救援の実施

- 都道府県知事は、救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、3に掲げる救援のうち必要と認めるものを行うものとする。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認め、救援の実施が必要であると判断するときは、救援の指示を待たずに、救援を行うものとする。
- 都道府県知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定等を踏まえ、他の都道府県知事に応援を求めるものとする。
- 厚生労働大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。
- 国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省等〕は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。
- 内閣総理大臣は、所要の救援が都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し当該所要の救援を行うべきことを指示するとともに、当該指示を行ってもなお所要の救援が行われない場合又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合で事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は厚生労働大臣等を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせるものとする。
- 都道府県知事は、救援の実施に必要な物資の確保又は土地等の使用に当たって

は、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請又は土地等の使用の同意を求めることを基本とすること。なお、被災等により当該物資や家屋等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者が応じないときは、物資の収用又は同意を得ないで土地等を使用することができるものとする。

3 救援の内容

(1) 収容施設の供与

- 都道府県は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設するものとする。
- 都道府県は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この場合において、避難所における情報の伝達、食品、水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 関係都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設するものとする。
- 関係都道府県知事は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等については、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努めるものとする。
- 対策本部長は、必要に応じ、又は関係都道府県対策本部長からの要請に基づき、物資の調達及び供給活動の総合調整を行うものとする。
- 関係都道府県知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕に物資の調達について支援を求めるものとする。
- 国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料、通信機器等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、国は特段の配慮を行うものとする。

(3) 医療の提供及び助産

- 関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣するものとする。
- 厚生労働省、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び被災地・避難先地域以外の地方公共団体は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び当該地方公共団体の長は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。
- 消防庁長官は、被災地・避難先地域以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。
- 防衛庁長官は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣するものとする。
- 対策本部長は、必要に応じ、又は関係都道府県知事の要請に基づき、救護班派遣の調整など医療活動の総合調整を行うものとする。
- 救護班の緊急輸送について、国〔国土交通省、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕若しくは地方公共団体の長からの依頼に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(4) 被災者の搜索及び救出

- 都道府県は、武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、警察や消防機関等が中心となって行う搜索救出活動との連携を図るものとする。

(5) 埋葬及び火葬

- 厚生労働省は、大規模な武力攻撃災害の発生に伴って多くの死者が発生した場合など、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同法第5条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。
- 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。

- 都道府県警察及び海上保安庁は、地方公共団体と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。
- (6) 電話その他の通信設備の提供
 - 都道府県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図るものとする。
- (7) その他の救援の実施
 - 都道府県は、上記の救援のほか、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与、死体の搜索及び処理並びに武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去についても、適切に実施するものとする。

4 その他の医療活動

- (1) 医療活動を実施するための体制整備等
 - 国〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び都道府県は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
 - また、国〔文部科学省、厚生労働省〕は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な地域の被ばく医療体制との連携を図られるよう支援するものとする。
 - 厚生労働省は、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
 - 都道府県は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。
- (2) 医療活動の実施
 - 関係都道府県は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるよう努めるものとする。
 - 国〔厚生労働省、文部科学省、防衛庁〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、それぞれ国立高度専門医療センター、国立大学附属病院、自衛隊の病院、国立病院機構の医療施設及び日本赤十字社の医療施設におい

て医療活動を行うものとする。

- 関係都道府県は、必要に応じ、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するよう努めるものとする。
- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、国土交通省、警察庁、防衛庁、消防庁及び海上保安庁は、必要に応じ、又は厚生労働省、文部科学省、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕若しくは地方公共団体からの依頼に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

- 消防庁長官は、患者の医療機関への搬送について、対策本部長から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。
- 防衛庁長官は、対策本部長の求めに応じ、可能な範囲で患者の医療機関への搬送について輸送支援を行うものとする。また、都道府県知事は、必要に応じ、防衛庁長官に対し患者の搬送について要請するものとする。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- 内閣総理大臣は、関係大臣〔文部科学大臣、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。
- 内閣総理大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとする。
- 指定公共機関〔放射線医学総合研究所、国立病院機構〕、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
- 内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構〕、国立高度専門医療センター及び国立大学附属病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するものとする。
- 指定公共機関〔放射線医学総合研究所〕、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学附属病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省は、明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。
- 厚生労働省及び都道府県は、異常な感染症患者が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう努めるものとする。医療機関は、医療関係者にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼するものとする。
- 都道府県は、生物剤による攻撃が発生した場合、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 都道府県警察、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、化学剤による攻撃が発生した場合には、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとする。
- 上記のほか、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び都道府県は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うものとする。

6 安否情報の収集及び提供

- 安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うものとする。

- 安否情報の収集及び提供の在り方については、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の収集及び提供

市町村の行う安否情報の収集

- 市町村長は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、通勤・通学等の状況、安否情報の収集の協力を要請する関係機関の把握など、平素から必要な準備をするよう努めるものとする。
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に都道府県知事に報告するものとする。この場合において、市町村の他の執行機関は、市町村国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

都道府県の行う安否情報の収集

- 都道府県知事は、武力攻撃事態等における安否情報の収集を円滑に行うため、当該都道府県の区域内の市町村の準備状況を平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。この場合において都道府県知事は、体制が不十分な市町村が存在するときは、当該市町村を補完できるよう準備に努めるものとする。
- 都道府県知事は、市町村から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理するよう努めるものとする。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努めるものとする。この場合において、都道府県の他の執行機関は、都道府県国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

総務大臣の行う安否情報の収集

- 総務大臣は、武力攻撃事態等において地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう、都道府県知事を通じて、地方公共団体の安否情報の収集体制について平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。
- 総務大臣は、都道府県知事から報告を受けた安否情報について、安否情報

の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するよう努めるものとする。

安否情報の提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力

- 指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努めるものとし、武力攻撃事態等においては、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、照会に応じてその保有する安否情報を報告するなど、地方公共団体が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否

情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、外国人に関する安否情報について指定公共機関〔日本赤十字社〕の協力要請があったときは、安否情報の提供等必要な協力をするものとする。
- 指定公共機関〔日本赤十字社〕が行う外国人に関する安否情報についての提供は、総務大臣及び地方公共団体の長が行う提供方法に準じて行うものとする。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 武力攻撃災害への対処

- 国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示するものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請するものとする。
- 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、退避の指示、警戒区域の設定等を円滑に実施できるよう、必要な事項についてその国民保護計画で定めるものとする。

2 緊急通報の発令等

- 都道府県は、平素から、緊急通報の発令に係る事務を取り扱う部署を明確にしておくものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令するものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると判断するときは、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。
- 緊急通報の発令に際しては、緊急通報が発令されたことを広く知らせるため、警報の発令に準じて、サイレン等を使用して注意喚起を図るものとする。

- 都道府県知事は、関係機関に対し、警報の通知に準じて、緊急通報の内容の迅速かつ確実な通知を行うものとする。
- 市町村長は、消防長及び消防団長を指揮し、自主防災組織、自治会等の自発的協力を得て、各世帯に緊急通報を伝達するよう努めるものとする。この場合において、高齢者や身体障害者等に対する伝達に配慮するものとする。
- 都道府県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めるものとする。
- 各都道府県において、放送事業者である指定公共機関（当該都道府県の区域内において放送を行う者に限る。）及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

平素からの備え

- 生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。以下同じ。）の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。
- 都道府県知事は、都道府県公安委員会及び海上保安部長等に対し、把握した生活関連等施設の名称及び所在地を連絡するなど、連携の確保に努めるものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。
- 都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて

関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

- 生活関連等施設の所管省庁及び地方公共団体は、それぞれその国民保護計画において、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。
- 都道府県は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請するものとする。
- 警察庁及び都道府県警察並びに海上保安庁及び海上保安部長等は、生活関連等施設の所管省庁、都道府県知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺の状況、治安情勢等を勘案し自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

武力攻撃事態等における措置

- 生活関連等施設の所管省庁及び地方公共団体は、武力攻撃事態等において、速やかに、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置を実施するものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待たないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、施設の管理者に安全確保措置の実施を要請し、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 生活関連等施設の所管省庁は、生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施するものとする。
- 内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全を確保するために必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣〔総務大臣、国家公安委員会委員長、国土交通大臣、防衛庁長官等〕を指揮し、安全確保措置を講じさせるものとする。この場合においては、関係機関は、あらかじめ定められたマニュアル等に基づき、施設及びその周辺の警備の強化、危険の防除、周辺住民の避難、立入制限区域の指定等の措置を連携して講ずるものとする。
- 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、情勢により生活関連等施設が何らかの攻撃にあう可能性がある判断される場合等に、速やかに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等の意見を聴いて、施設の管理者に安全確保措置の実施を要請するものとする。

- 都道府県警察、消防機関その他の行政機関（海上保安庁、生活関連等施設の所管省庁及び施設の安全確保につき専門的見地からの助言等を行うことができる行政機関を含む。）は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。
 - 都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所等）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会又は海上保安部長等に要請するものとする。また、生活関連等施設のうち国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）については、情勢により当該施設が何らかの攻撃にあう可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに立入制限区域の指定を行うよう要請するものとする。
 - 立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とすること。また、武力攻撃災害の状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行うものとする。
 - 立入制限区域を指定したときは、現場においては、可能な限りロープ等によりその区域を明示し、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにするとともに、公示については、迅速かつ広く住民に周知するため、生活関連等施設の所在する都道府県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により行うものとする。
- 危険物質等の取扱所の使用停止等
- 生活関連等施設のうち危険物質等の取扱所については、及び の措置のほか、必要に応じ、以下の措置を講ずるものとする。
 - ・国〔総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、危険物質等の引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

- ・危険物質等の取扱者は、武力攻撃事態等においては、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置を講ずることを命ぜられたときは、当該措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

- 石油コンビナート等においては、及びの措置のほか、以下の措置を講ずるものとする。
- ・石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は、防災の施設、設備、資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理するものとする。
- ・地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- ・石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は、発災後速やかに、周辺の事業所と協力し、武力攻撃災害の拡大防止を図るものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

- 原子力事業所については生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とすること。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意するものとする。

体制の整備

- 原子力事業者は、原子力事業所の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置など人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視及び監視に関すること等についてあらかじめ定めるなど、警戒態勢に関し所要の措置を講ずるものとする。
- 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法の規定の準用に伴う原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災組織、原子力防災管理者等が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとする。
- 国〔文部科学省、経済産業省、国土交通省〕は、武力攻撃原子力災害に際しての関係機関との連絡方法、意思決定方法、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定するものとする。また、内閣官房は、関係省庁とともに原子力災害対策マニュアルの見直しを行い、関係省庁と

の連絡方法、初期動作等を定めた関係省庁マニュアルを整備するものとする。

- 原子力安全委員会は、文部科学省、経済産業省又は国土交通省から国民保護法第105条第1項に規定する放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報(以下(2)において単に「通報」という。)の連絡を受けた場合、専門家の非常招集並びに原子力安全委員会委員及び専門家の現地への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制を整備するものとし、また、必要な移動手段(公共交通機関及びその代替手段)等についてもあらかじめ定めておくものとする。
- 現地の情報の収集は、原則として武力攻撃原子力災害合同対策協議会に一元化するものとする。
- 国〔文部科学省、防衛庁、海上保安庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所〕及び原子力事業者は、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。
- 情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備、緊急時予測システム、専門家の派遣体制その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。

活動体制の確立

- 国〔文部科学省、経済産業省、国土交通省〕は、通報を受けたときは、直ちに、その旨を対策本部長に報告するものとする。この場合において、対策本部長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示(において単に「公示」という。)を発出するものとする。
- 内閣総理大臣は、通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置するものとする。現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策拠点施設(以下(2)において「オフサイトセンター」という。)に設置するものとする。
- 現地対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。武力攻撃原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

- 武力攻撃原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。
- 武力攻撃原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。
- 現地対策本部、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者その他関係機関は、オフサイトセンター等において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の避難及び退避の状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う応急対策について必要な調整を行うものとする。
- 原子力安全委員会は、文部科学省、経済産業省又は国土交通省より通報の報告を受けた場合、直ちに専門家を招集するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定された原子力安全委員会委員及び専門家を現地へ派遣するものとする。
- 現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家は、文部科学省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、現場の情報の収集、分析等を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。
- 原子力安全委員会は、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家からの調査報告又は意見等を踏まえ、対策本部長に対し、応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。
- このほか、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者の活動については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定める例により行うものとする。

モニタリングの実施

- 関係都道府県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、結果を取りまとめ、対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする

こと。

- 関係都道府県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡するものとする。
- 原子力事業者は、通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を文部科学省、経済産業省及び国土交通省並びに関係地方公共団体（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に定期的に連絡するものとする。
- 文部科学省、経済産業省及び国土交通省は、原子力事業者から連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体を取りまとめたモニタリングの結果等を取りまとめ、対策本部、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。現地対策本部が設置された場合は現地対策本部が取りまとめ、対策本部及び応急対策実施区域に係る地方公共団体の対策本部に連絡するものとする。
- このほか、国〔文部科学省、防衛庁、海上保安庁、気象庁、環境省〕、地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所〕及び原子力事業者によるモニタリングの実施又は支援については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

原子炉の運転停止

- 国〔文部科学省、経済産業省、国土交通省〕は、状況に応じ、脅威の程度、内容等を判断し、原子力事業者に対し原子炉の運転停止を命ずるものとする。
- 原子力事業者は、突発的に脅威が発生した場合など特に緊急を要する場合は、武力攻撃事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとする。
- 国及び原子力事業者は、原子炉の運転停止に当たり、原子炉の運転停止に際しての安全確保、関係機関との連絡等について、相互に緊密に連携するものとする。
- 国及び電気事業者である指定公共機関は、原子炉の運転停止に当たり、電力の安定供給、電力の供給義務の取扱い、関係機関との連絡、電力需要の抑制等について、相互に緊密に連携するものとする。

安定ヨウ素剤の服用

- 対策本部長は、安定ヨウ素剤の予防服用等の応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。
- 対策本部長は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。
- 地方公共団体は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずるものとする。

飲食物の摂取制限

- 国〔厚生労働省、農林水産省等〕は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- 地方公共団体は、国の助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

4 N B C 攻撃による災害への対処

- N B C 攻撃による被害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、N B C 攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。
- この場合、関係大臣は、内閣総理大臣の指揮のもと、汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 防衛庁長官は、状況に応じ可能な範囲で、情報収集、被災者の救助・救急活動その他の措置を講ずるものとする。
- 都道府県知事は、内閣総理大臣から要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村、消防機関及び都道府県警察に対し、協力を依頼するものとする。
- 対策本部長は、被害の状況、被害の防止策の実施状況等について適時国民に広報し、パニックが発生しないように努めるものとする。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報についても広報するものとする。

(1) 核攻撃等の場合

- 核攻撃等による災害が発生した場合、対策本部は、関係機関による核攻撃等

の概略位置及び放射能による汚染の範囲に関する情報を集約し、汚染の範囲を特定するものとする。内閣総理大臣の指揮、都道府県からの協力要請等により、初動措置として、救助・救急活動を行う消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下４において単に「自衛隊の部隊等」という。）は、対策本部長の調整のもと防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うものとする。また、市町村（消防機関を含む。）都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、警戒区域の設定及び立入制限の措置を講ずるものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合

- 生物剤による攻撃により災害が発生した場合、内閣総理大臣の指揮、都道府県からの協力要請等により、初動措置として、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を保健所、消防機関、医療機関等で共有するものとする。
- 都道府県は、患者の移送を実施し、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、その対処要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、都道府県が行う移送の協力をする。
- 厚生労働省及び都道府県は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定するものとする。
- 内閣総理大臣の指揮、都道府県からの協力要請等により、市町村（消防機関を含む。）都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、警戒区域の設定及び立入制限の措置を講ずるものとする。さらに、保健所は、都道府県警察等の関係機関と連携し、消毒等の措置を行うものとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

- 化学剤による攻撃により災害が発生した場合、内閣総理大臣の指揮、都道府県からの協力要請等により、初動措置として、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等汚染の拡大の防止のための措置を迅速に行うものとする。また、市町村（消防機関を含む。）都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、警戒区域の設定及び立入制限の措置を講ずるも

のとすること。

5 消火活動及び救助・救急活動

- 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するため消火活動及び救助・救急活動が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該消火活動及び救助・救急活動について指示するものとする。
- 消防庁長官は、消火活動及び救助・救急活動のために特に緊急を要し、都道府県知事から市町村長への指示を待ついとまがない場合で、消火活動及び救助・救急活動を緊急にとる必要があるときは、市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動を行うことを指示するものとする。
- 消防庁長官は、消火活動及び救助・救急活動に関し、被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるとき、又は、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、当該要請を待ついとまがないと認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村における消火活動及び救助・救急活動の応援等のため緊急消防援助隊の派遣等の必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。
- 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行うものとし、必要な場合、内閣総理大臣の指揮により、陸上における被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援するものとする。
- 都道府県知事は、緊急の必要があると判断するときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消火活動及び救助・救急活動に関する措置を指示するものとする。
- 都道府県知事は、消防庁長官の応援出動等の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において必要があると判断するときは、被災地以外の市町村に対し、被災地以外の市町村の消防機関の応援出動等の措置を指示するものとする。
- 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助・救急活動を行うものとする。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施するものとする。
- 被災市町村は、当該市町村の区域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、被災市町村の長等は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請するものとする。
- 被災地以外の市町村の長等は、被災地方公共団体の長等からの応援若しくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救助・

救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

6 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下６において「感染症法」という。）に規定する二類感染症（コレラ、腸チフス等）又は三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第１２１条第１項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症（エボラ出血熱、痘そう等）の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、入院の勧告又は措置、患者の移送、建物への立入禁止、交通の制限又は遮断など指定した後に講ずべき措置の具体的内容及び方法、都道府県その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。
- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法に規定する検疫感染症（一類感染症、コレラ等）以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第１２１条第２項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、外国から来航した船舶又は航空機の入港等の禁止、患者の隔離など指定した後に講ずべき措置の具体的内容及び方法、国土交通省その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。
- 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病（ジフテリア、百日せき等）及び二類疾病（インフルエンザ）以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第１２１条第３項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。厚生労働省は、予防接種を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、この場合の手続、予防接種の実施、地方公共団体その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

7 保健衛生に関する活動

- 厚生労働省及び地方公共団体は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

- 地方公共団体は、巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するよう努めるものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の要請に基づき、派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

8 廃棄物処理の特例

- 環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理法第7条第1項本文等の規定による許可を受けていない者に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせること等の廃棄物処理の特例を定め、これらの廃棄物を迅速に処理させるものとする。このため、環境省は、あらかじめ、国民保護法の規定により廃棄物処理に係る特例地域を指定する場合の手續、特例基準の基本的考え方、公示の方法等について定めるものとする。

9 文化財保護の特例

- 文化庁は、平素から、重要文化財等の所有者等に対し、災害発生時における緊急措置等について定めた指針の内容の周知に努め、日常的な防災体制の確立を図るとともに、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合の手續、所有者等が支援を求める場合の手續等を定めるものとする。また、対策本部への報告その他の連絡体制の整備など所要の措置を講ずるものとする。
- 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置の実施を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行うものとする。また、国宝等の所有者等が命令に従わないとき等においては、あらかじめ定めた手續にのっとり、自ら又は都道府県の教育委員会に対し全部若しくは一部を委託することにより、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 その他の国民の保護のための措置の実施に当たっての留意事項

1 情報の収集及び提供

(1) 平素からの備え

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合にお

いても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

- 国及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報の項目、用語の定義、優先順位等を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努めるものとする。
- 国は、防災のための情報伝達システムの検討及び整備に併せて、武力攻撃事態等における情報伝達システムの検討及び整備に努めるものとする。

(2) 被災情報等の収集及び提供

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画に定める方法等により、国及び地方公共団体にあつては、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、指定公共機関及び指定地方公共機関にあつては、その管理する施設に関するもの及びその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を、それぞれ収集するよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、電話、防災行政無線その他の各機関が保有する通信手段により、収集し、又は報告を受けた被災情報を、市町村長又は指定地方公共機関にあつては都道府県知事に、都道府県知事にあつては総務大臣に、指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあつてはそれぞれを管轄又は所管する指定行政機関の長に、総務大臣又は指定行政機関の長にあつては対策本部長に、それぞれ速やかに報告するものとする。
- 国及び地方公共団体は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換を行うよう努めるものとする。

2 通信の確保

(1) 平素からの備え

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措

置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の武力攻撃事態等における情報通信手段については、災害時において確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。
- ・ 無線通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。
- ・ 武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- ・ 情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築しておくこと。

(2) 武力攻撃事態等における通信の確保

- 武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、各府省、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとし、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずるものとする。
- 電気通信事業者は、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。
- 総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

3 運送の確保

(1) 平素からの備え

- 地方公共団体は、武力攻撃事態等において避難住民の運送及び緊急物資の運送（以下「避難住民の運送等」という。）の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機

関の輸送力並びに確保すべき輸送施設（道路、鉄道、港湾、飛行場等）についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。また、国〔国土交通省、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁〕及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、陸・海・空のあらゆる必要な手段を活用した運送ネットワークの形成に努めながら、総合的かつ積極的な避難住民の運送等を実施する体制を整備するよう努めるものとする。

- 地方公共団体は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが地方公共団体の長からの避難住民の運送等の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

(2) 武力攻撃事態等における運送の確保

- 地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送等を行うほか、必要があると判断するときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に避難住民の運送等を求めるものとし、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、運送事業者である指定公共機関に緊急物資の運送を求めるものとする。
- 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、上記の求めがあった場合において、資機材の故障等により当該運送を行うことができない等正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行うものとする。
- 国〔防衛庁、海上保安庁〕は、指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力が不足した場合等において、事態の状況を判断し、又は対策本部長の総合調整により、自ら保有する船舶、航空機、車両等を用いて避難住民の運送等を実施するものとする。

4 交通の管理

(1) 道路交通の管理

平素からの備え

- 警察庁及び都道府県警察は、広域的な交通管理体制を整備するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が実施された場合における車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- 都道府県警察及び道路管理者は、武力攻撃事態等においては相互に連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておくものとする。

武力攻撃事態等における交通規制等

- 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送等のルートを確認

保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする
こと。この場合において、当該都道府県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

- 都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとともに、交通規制等を行うに際しては、対策本部長が定める道路の利用指針を踏まえ、適切に行うものとする。
- 都道府県警察及び道路管理者は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- 都道府県警察は、避難住民の運送等のため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うとともに、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。
- 国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとし、また、警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

(2) 船舶交通の管理及び航空管制

- 海上保安庁は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう、必要に応じて、船舶交通を整理するとともに、必要な指導を行うものとする。
- 海上保安庁は、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を対策本部に報告するとともに、速やかに航行警報等船舶交通の安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 国土交通省は、情報の収集、避難住民の運送その他の国民保護措置を実施する航空機の離着陸その他の運航を優先させるとともに、他の運航者に情報を提供するなど、国民保護措置に配慮した航空管制等を行うものとする。

5 民間からの救援物資等の受入れ

(1) 民間からの救援物資の受入れ

- 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救

援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を、自ら及び対策本部を通じて、国民に公表するよう努めるものとする。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努めるものとする。

- 国及び被災地・避難先地域以外の地方公共団体は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 海外からの支援の受入れ

- 外交ルートにて海外から支援の申入れがあった場合には、外務省は、対策本部にその種類、規模、到着予定日時、場所等を報告するものとする。
- 対策本部は、受入れを決定した場合には、被災地又は避難先地域の状況を踏まえ、海外からの支援の受入れ計画を作成し、関係省庁及び関係地方公共団体に示すものとする。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れ、適切に支援を配分するものとする。また、外務省は、当該計画の内容を支援を申し入れた国に示すものとする。
- 国は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、避難住民等の救援に大きな支障が生じている場合において、海外からの支援を受け入れる必要があるにもかかわらず、現行の法律の規定によっては当該支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合で、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがない場合には、当該支援の受入れについて必要な措置を講ずるため、緊急に政令を制定するものとする。

6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

- 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁等〕は、国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書、同条第2項の赤十字標章等並びに国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書（以下6において「標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等をジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定を踏まえて定めるものとする。これに基づき、標章等の許可権者（赤十字標章等については指定行政機関の長及び都道府県知事、特殊標章等については国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。）は、必要に応じ、具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成するものとする。
- 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第5節 国民生活の安定に関する措置

1 国民生活の安定

(1) 生活関連物資等の価格の安定等

- 国〔内閣府、農林水産省、経済産業省等〕及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。
- 国〔内閣府、農林水産省、経済産業省等〕及び地方公共団体は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。
- 国〔農林水産省、経済産業省〕は、米穀、小麦、大豆等並びに石油及び石油ガスの供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討するものとする。
- 国〔内閣府、農林水産省、経済産業省等〕及び地方公共団体は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく物資の売渡しの指示及び命令、国民生活安定緊急措置法に基づく物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しの指示、物価統制令に基づく統制額の指定その他の適切な措置を講ずるものとする。

(2) 金銭債務の支払猶予等

- 国は、関東大震災による被害に相当するような著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、履行期限が到来した金銭債務であっても債務者の支払能力がなくなり履行し得ないなどの事態が生ずることにより、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討するものとする。
- 国は、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するためには、対応策を緊急に講ずる必要があると認められる場合で国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の招集を決定し又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがない場合には、金銭債務の支払の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため緊急に政令を制定するものとする。

(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

- 国〔内閣官房、総務省、法務省、国土交通省等〕は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生したときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、内閣は「特定武力攻撃災害」として政令で指定するとともに、特例措置のうち当該特定武力攻撃災害に対し適用すべきものを指定するものとする。
 - ・行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（運転免許証の有効期限の延長等）
 - ・期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（有価証券報告書の届出義務の不履行の免責等）
 - ・債務超過を理由とする法人の破産宣告の一定期間の猶予
 - ・民事調停法による調停の申立ての手数料の免除
 - ・建築基準法による応急仮設建築物に関する建築基準の緩和措置に係る期間の再延長
- (4) 政府関係金融機関による武力攻撃災害に関する融資
- 政府関係金融機関は、あらかじめ業務継続体制、融資制度の整備等に努め、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、必要に応じて特別な金融を行うよう努めるものとする。
 - 住宅金融公庫は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災者の自力による住宅の復旧等を支援するため、融資条件の緩和等を伴う資金の貸付け及び既存貸付者に対する救済措置を行うよう努めるものとする。
 - 国民生活金融公庫等政府関係中小企業金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災中小企業の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うよう努めるものとする。
 - 農林漁業金融公庫は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための低利融資等を行うよう努めるものとする。
- (5) 通貨及び金融の安定
- 日本銀行は、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、実施すべき業務の内容及びその実施方法、業務継続体制の整備、関係機関との協力体制の確立等を検討し、武力攻撃事態等においては、その国民保護業務計画で定めるところにより、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずるものとする。
- (6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置

- 文部科学省及び地方公共団体は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずるものとする。また、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じて、避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。地方公共団体は、これらの措置と相まって、地域の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 日本郵政公社は、その国民保護業務計画で定めるところにより、避難住民等に対する郵便のサービスに関して、適切な措置を講ずるものとする。
- 国及び地方公共団体は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。
- 国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 国及び地方公共団体は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保

- ライフライン施設関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕並びにライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等

- 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必

要な措置を講ずるものとする。

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 運送・通信・郵便の確保

- 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。
- 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、臨時回線の設定や災害対策用設備の運用等、武力攻撃事態等において通信を確保するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、国民保護措置の実施に必要な通信の確保を優先的に行うものとする。
- 日本郵政公社並びに一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、窓口業務の維持等、武力攻撃事態等において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 医療の確保

- 医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、武力攻撃事態等において医療を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 公共的施設の適切な管理

- 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、当該施設が、その機能を十分に発揮されるよう、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。

(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等

- 災害に関する研究を業務として行う指定公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、自然災害に関する研究等で培った知見を活用することなどにより、国、地方公共団体及び他の指定公共機関に対し、武力攻撃災

害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 応急の復旧

(1) 基本的事項

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。
- 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じて、都道府県又は指定公共機関にあっては国に対し、市町村又は指定地方公共機関にあっては都道府県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

(2) ライフラインの応急の復旧

- ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行うとともに、事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。
- 対策本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じて、ライフライン施設関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を経由して、ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関に対して応急の復旧を行うことを依頼するものとする。

(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等

総合調整等

- 対策本部長は、都道府県の区域を越えるような広域的な避難住民の運送等

を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行うものとする。

- 都道府県対策本部長は、その管轄する都道府県の区域内において、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行うものとする。
- 避難住民の運送等のための輸送路の確保に係る公共的施設の管理者等は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

道路の応急の復旧等

- 道路管理者は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を指定公共機関である道路管理者にあっては国土交通省に、地方公共団体又は指定地方公共機関である道路管理者にあっては都道府県に、それぞれ報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等

- 国土交通省は、開発保全航路等について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を対策本部に報告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運送等の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 港湾管理者は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 漁港管理者は、その管理する漁港施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した漁港施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

空港の応急の復旧等

- 国土交通省は、その管理する空港について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他空港の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

- 第一種空港を管理する指定公共機関は、その管理する空港について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を国土交通省に報告するとともに、障害物の除去その他空港の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
 - 空港管理者である地方公共団体は、その管理する空港について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、状況に応じ、当該被災した空港に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 鉄道施設等の応急の復旧等
- 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を指定公共機関である鉄道事業者にあつては国土交通省に、指定地方公共機関である鉄道事業者にあつては都道府県に、それぞれ報告するとともに、応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでは、武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ実施されるものであること。この場合において、国は、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。
- 国民保護法第171条の規定に基づく武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、政府は、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずるものとする。
- また、政府は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災の状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討するものとする。
- 本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの復旧についての基本的な留意事項は、次のとおりとする。
 - ・武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行うものとし、この場合において、国は必要な財政上の措置を講ずるものとする。
 - ・地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。この場合において、国はこれに必要な支援を行うものとする。

- ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。
- 国及び地方公共団体は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第7節 訓練及び備蓄

1 訓練

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。
- 国は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等をその訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 都道府県警察は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、交通の禁止又は制限をするものとする。
- 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、地方公共団体の長は、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。この場合において、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

2 備蓄

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態

等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

- 国〔警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁〕は、NBC攻撃により発生する武力攻撃災害に対処するために特別に必要な化学防護服、放射線測定装置等の資機材の整備又は整備の促進に努めるものとする。
- 地方公共団体は、防災のために備蓄している物資及び資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- 国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕は、地方公共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。
- 国〔農林水産省、経済産業省〕は、武力攻撃事態等において我が国の米穀、小麦、大豆等並びに石油及び石油ガスの安定的な供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合に備え、法律等に基づき備蓄しているそれぞれの物資を速やかに供給することができるよう、体制を整備するものとする。
- 国〔消防庁、厚生労働省、警察庁〕は、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

第5章 緊急処理事態への対処

- 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしていること。
- 緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されること。

第1節 緊急処理事態

- 緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態であり、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条の規定により緊急処理事態対処方針において緊急処理事態が認定されたときは、緊急対処保護措置を総合的に推進すること。
- 緊急処理事態の事態例としては、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが考えられること。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダムの破壊

被害の概要

ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

- 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

- 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

エ ダムが破壊された場合の主な被害

○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
事態例

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

被害の概要

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
事態例

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

被害の概要

ア 放射性物質等

- ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

ウ 化学剤による攻撃

- 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
事態例

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

被害の概要

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2節 緊急処理事態対策本部等

1 緊急対処事態対策本部

- 国は、緊急対処事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携し、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を講ずるものとする。
- 緊急対処事態対策本部においては、緊急対処事態に関する情報等の収集及び分析を行い、緊急対処保護措置の総合的な推進を図るものとする。

2 緊急対処事態現地対策本部の設置

- 内閣総理大臣は、緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施並びに緊急対処保護措置を実施する地方公共団体、指定地方公共機関等との連絡及び調整のため、当該地域において緊急対処事態現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、緊急対処事態現地対策本部を設置するものとする。この場合において、緊急対処事態現地対策本部は、その所管区域内の都道府県の都道府県緊急対処事態対策本部との連絡及び調整を一元的に行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

- 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第3章に定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針等及び第4章に定める国民保護措置等について、避難の指示や救援に係る内閣総理大臣の是正措置等を除いて、準じた措置を実施するものとする。

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

- 指定行政機関は、その国民保護計画の作成又は変更にあたっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、その国民保護計画の作成又は変更にあたっては、その国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の作成又は変更にあたっては、これを自主的に行うものとする。この場合において、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

国民の保護に関する基本指針(要旨)について

- 国民保護法における基本指針の位置づけ・・・・・・・・・・ 1
- 基本指針(要旨)の基本的な構成・・・・・・・・・・ 2
- 国民保護の基本的な方針等・・・・・・・・・・ 3
- 国民の保護に関する措置の仕組み・・・・・・・・・・ 4
- 武力攻撃事態の特徴と留意点・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 着上陸侵攻の場合・・・・・・・・・・ 5
 - 2. ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合・・・・・・・・・・ 6
 - 3. 弾道ミサイル攻撃の場合・・・・・・・・・・ 7
 - 4. 航空攻撃の場合・・・・・・・・・・ 8
- 攻撃の手段としてNBCが用いられた場合の留意点・・・・・・・・ 9
- 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・ 11
- 緊急対処事態・・・・・・・・ 12

内閣官房

国民保護法における基本指針の位置付け

国民保護法

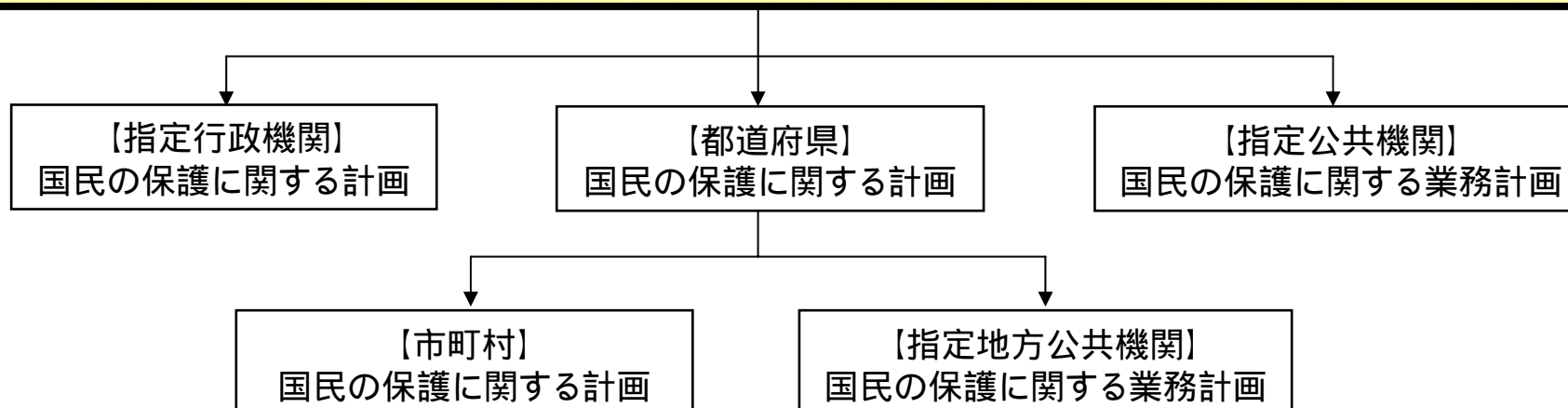
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定



国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

- 国民保護の実施に関する基本的な方針
- 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- 想定される武力攻撃事態の類型
(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



基本指針(要旨)の基本的な構成

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 安全の確保
- 8 対策本部長の総合調整等

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

- 1 着上陸侵攻の場合
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- 3 弾道ミサイル攻撃の場合
- 4 航空攻撃の場合

第2節 NBC攻撃の場合の対応

- 1 核兵器等
- 2 生物兵器
- 3 化学兵器

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 1 武力攻撃事態等対策本部
- 2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
- 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
- 5 地方公共団体の活動体制
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

- 1 攻撃対象施設等による分類
- 2 攻撃手段による分類

第2節 緊急対処事態対策本部等

- 1 緊急対処事態対策本部
- 2 緊急対処事態現地対策本部の設置

第3節 緊急対処保護措置の実施

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

- 1 警報
- 2 避難措置の指示
- 3 避難の指示
- 4 避難住民の誘導
- 5 避難施設

第2節 避難住民等の救援に関する措置

- 1 救援の指示等
- 2 救援の実施
- 3 救援の内容
- 4 その他の医療活動
- 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 6 安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対処
- 2 緊急通報の発令等
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 NBC攻撃による災害への対処
- 5 消火活動及び救助・救急活動
- 6 感染症等の指定等の特例
- 7 保健衛生に関する活動
- 8 廃棄物処理の特例
- 9 文化財保護の特例

第4節 その他の国民の保護のための措置の実施に当たっての留意事項

- 1 情報の収集及び提供
- 2 通信の確保
- 3 運送の確保
- 4 交通の管理
- 5 民間からの救援物資等の受入れ
- 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

第5節 国民生活の安定に関する措置

- 1 国民生活の安定
- 2 生活基盤等の確保
- 3 応急の復旧

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練
- 2 備蓄

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護の基本的な方針等

国等の責務

国

- ・ 国民保護措置について、国が基本的な方針を示し、地方公共団体、指定公共機関等と連携し、万全の態勢で措置を実施する。

地方公共団体

- ・ 国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・ 地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する。実施方法等は自主的に定める。

国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

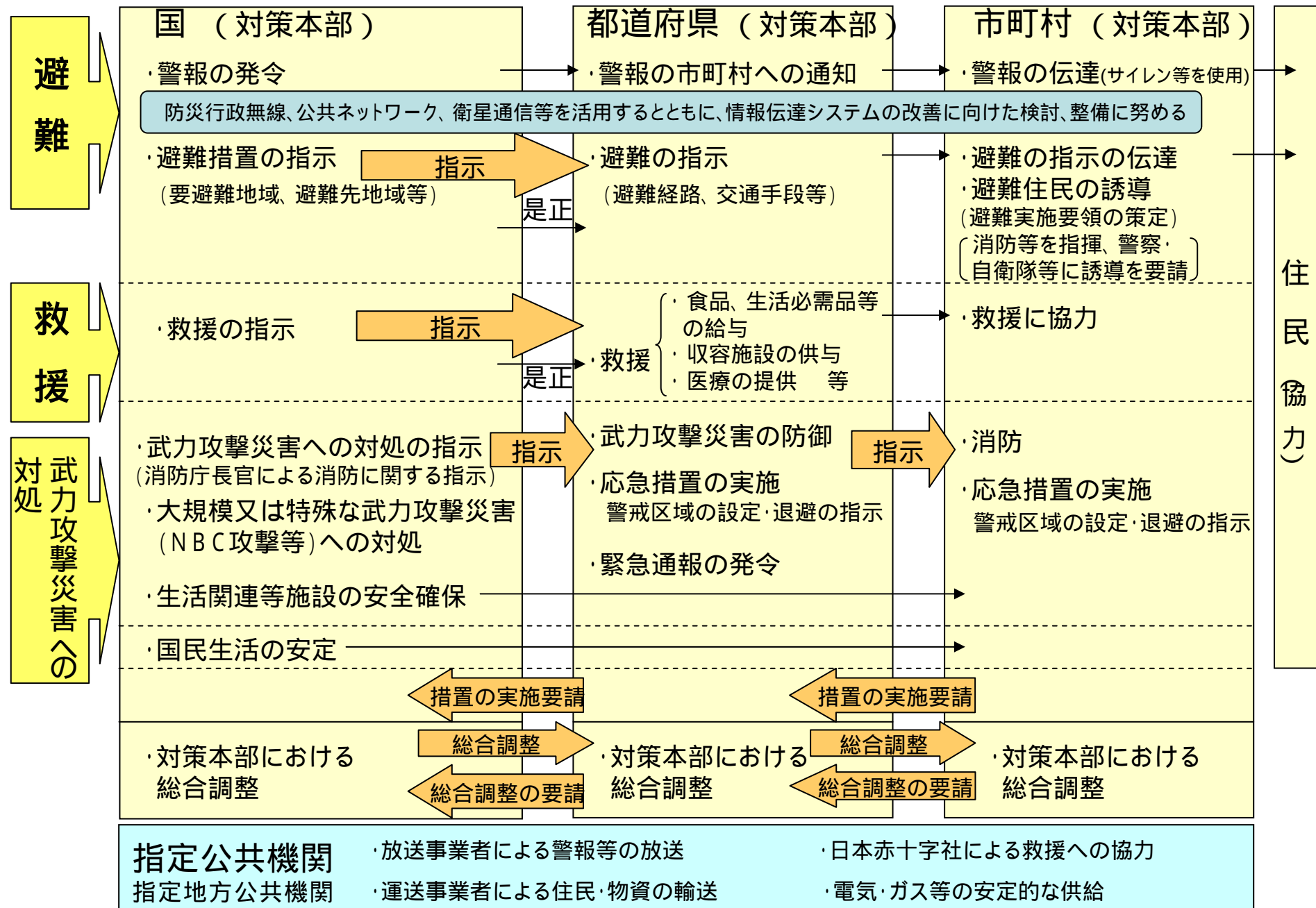
基本的な方針

- ・ 基本的人権の尊重、権利利益救済のための損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理
- ・ 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮等指定公共機関の自主性の尊重
- ・ 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供
- ・ 啓発の実施、自主防災組織・ボランティア等の支援
- ・ 関係機関相互の連携協力体制の確保
- ・ 国民保護措置に従事する職員等の安全確保
- ・ 対策本部長の総合調整と内閣総理大臣の是正措置
- ・ 高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

平素からの備え

- ・ 国、地方公共団体等は、国民保護計画等により国民保護措置の的確かつ迅速な実施のための体制を整備。特に都道府県は担当職員による当直等24時間即応可能な体制を確保するよう努める。
- ・ 国、地方公共団体等は、防災訓練との有機的連携を図りつつ訓練を行うよう努める。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

武力攻撃事態の特徴と留意点

武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型を想定。これらの事態は複合して起こることが多いと考えられるが、それぞれの特徴と留意点を整理。

特徴

～ 1. 着上陸侵攻の場合 ～

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい
- 武力攻撃予測事態において、住民の避難を行うことも想定
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定

留意点

- 事前の準備が可能であり、先行避難が必要
- 広域避難に伴う混乱発生の防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路を確保。秩序だった避難のために交通規制を実施。
- 都道府県の区域を超える避難の場合は、対策本部長は、関係都道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置の指示を実施。
- 国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保。特に、国は、離島の避難について、航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示し、交通手段の確保を支援。
- 避難生活が長期にわたることも想定されることから、食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制を整備。特に離島については、国が特段に配慮。

～ ２．ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ～

特徴

- 多くの場合、突発的に被害が発生する
- 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある（原子力事業所等の生活関連等施設の被害）
- NBC兵器やダーティーボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用される
とも想定される

留意点

- 速やかに避難措置の指示や救急救助活動等を行う
- 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要
- 都道府県知事による緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

～ 3. 弾道ミサイル攻撃の場合 ～

特徴

- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される
- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難。弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる

留意点

- 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- 発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施
- 当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施
- 避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難
- 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難

～ 4 . 航空攻撃の場合 ～

特徴

- あらかじめ攻撃目標を特定することが困難
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される

留意点

- 攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある
- 屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難
- 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
- 生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に努める

攻撃の手段としてNBCが用いられた場合の留意点 ~その1~

共通の留意点

- 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大の防止、被災者の救難及び救助に関する措置等を実施
- 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- 警戒区域の設定、立入制限の措置を適切に行う
- 避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる
- 外気からの密閉性の高い屋内の部屋等へ避難させる
- 国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに行う

核兵器等の場合

- 避難誘導にあたり、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等により放射性降下物による皮膚被ばくを抑制
- 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくを防止
- 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させる
- 放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣

- 被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施

生物兵器の場合

- 人に知られることなく散布することが可能なことから、二次感染の拡大防止が課題
- 国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域の特定
- 感染源となった病原体の特性に応じた医療活動を行い、感染者を入院させ治療し、まん延防止を図る
- 医療関係者に天然痘等のワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施

化学兵器の場合

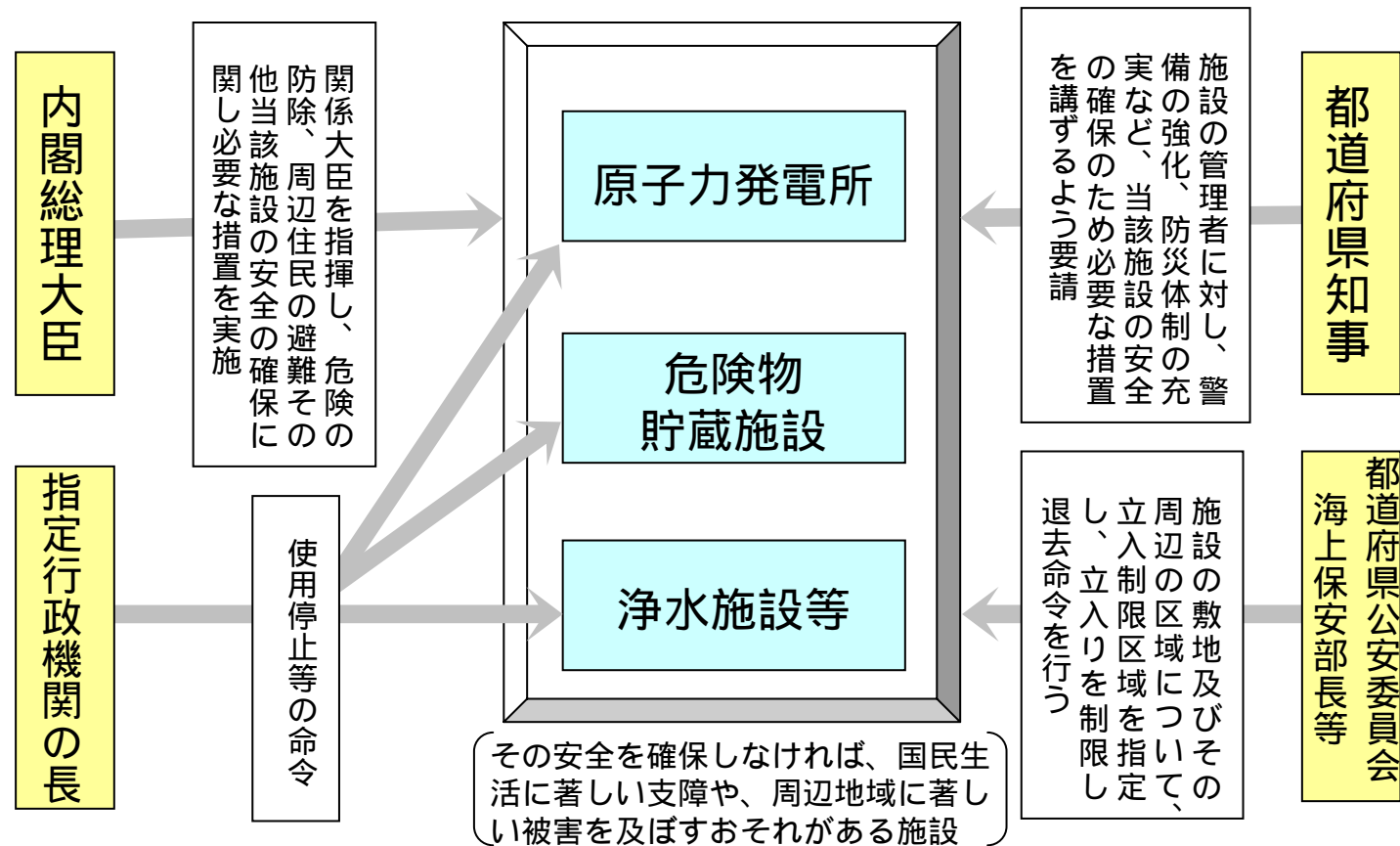
- 早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施
- 迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施

生活関連等施設の安全確保

○ 平素からの備え

- ・所管省庁及び都道府県は、緊密に連携して生活関連等施設を把握
- ・所管省庁は、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定める
- ・都道府県知事は、施設の管理者に対し、安全確保の留意点を通知

○ 武力攻撃事態等における措置



緊急対応事態

○ 緊急対応事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対応基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対応することが必要な事態をいう。

○ 緊急対応事態の事態例

緊急対応事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対応と類似の事態が想定される

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等)
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

- 緊急対応事態においても、国主導のもと、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた避難・救援・武力攻撃災害への対応等の措置(緊急対応保護措置)を実施

国民の保護に関する基本指針要旨(概要)

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制等を整備

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携

啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

国民保護措置に従事する職員、運送事業者、医療関係者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

着上陸侵攻

・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要

・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定

ゲリラや特殊部隊による攻撃

・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定

・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施

弾道ミサイル攻撃

・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極めて短時間で着弾

・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心

航空攻撃

・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

第3章 実施体制の確立

(1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること

(2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な文書をもって発令。警報の発令を広く周知するため、サイレンを使用

警報の通知は、防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等を活用

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得て、各世帯に警報を伝達できる体制の整備に努めること。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送

- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示

- (3) 避難措置の指示に当たって配慮すべき事項は、次のとおり

・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施

・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の進捗に応じて、適切に避難措置を指示

・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知

・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤及び化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示

- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するための必要な措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施

- (2) 都道府県は、避難所を開設し、適切に運営管理

食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること

国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料の供給等を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛庁は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣

(3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用

(4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者にワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施

(5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護及び報道の自由に配慮すること
地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供

指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

(1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示

都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請

(2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施

放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送

(3) 生活関連等施設(その安全を確保しなければ国民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる施設及び周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設)の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所等)について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう

都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意

- ・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイトセンターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策本部長が主導的に運営
- ・国は、脅威の程度、内容等を判断し、原子力事業者に対し原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、国の運転停止命令等を待たず、自らの判断により原子炉の運転を停止

- (5) NBC攻撃による被害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処を実施

- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防御のため消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4 その他の国民の保護のための措置の実施に当たっての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送等のルートを確保するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得つつ、国民、企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること
- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施

- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

7 訓練・備蓄

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要となる化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

第5章 緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等)

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ターミナル駅や列車の爆破等)

多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃が行われる事態

(炭疽菌やサリンの大量散布等)

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

(航空機による自爆テロ等)

- (2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施

内閣総理大臣は、当該地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聞く機会の確保に配慮

基本指針スケジュール(予定)

[平成16年]

12月14日 基本指針要旨を公表
 地方団体、民間機関等への説明

[平成17年]

2月上旬 基本指針案について関係方面と協議・調整

3月上旬 基本指針案の公表
 地方団体、民間機関等への説明

3月下旬 基本指針閣議決定

[平成17年度]

指定行政機関及び都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関の
国民保護業務計画の作成

[平成18年度]

市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画
の作成

国民保護モデル計画作成の基本的考え方(案)

消防庁国民保護室
平成 16 年 12 月 24 日

1 国民保護モデル計画の位置付け

- 消防庁国民保護モデル計画は、地方自治法第 245 条の 4 に基づく地方公共団体に対する「技術的助言」として作成するものとする。

地方自治法第 245 条の 4

第 245 条の 4 各大臣(内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第 14 章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

災害対策に関しては、災害対策基本法第 37 条第 1 項第 2 号の「所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項」として、消防庁防災業務計画に「地域防災計画等の作成の基準」が定められている。

2 国民保護法や政府の基本指針に沿った基本的な推進方策

- (1) 基本指針と同様、下記の点に、留意したものとする。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力(国民への啓発、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援)
- 6 指定公共機関・指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 災害時要援護者等への配慮
- 8 安全の確保

- (2) 基本指針と同様、時代の変化に即応して、国民保護計画に不断の見直しを加えていくものとする。

- (3) 前回の地方公共団体国民保護懇談会で指摘されたように、「正確な情報を如何に迅速に、現実に対応できるような手段で伝達することができるかということが重要である」ことに特に、留意するものとする。

3 地方公共団体の自主性・自立性の尊重・配慮等

(1) 地方公共団体の自主性を尊重して、地域の実情に応じた計画を都道府県が作成できるよう、支援するためのものとして、都道府県国民保護モデル計画を作成するものとする。

(2) このために、記述内容が、国民保護計画への必要記載事項であるのか、任意の記載事項(対処の参考例)であるのか、区別できるように示すものとする。

法令等との関係から、概ねモデル計画に沿って記述することが期待される事項

法令等との関係で必要記載事項であるが、記述内容は、各都道府県の地域事情等に応じた自主性に委ねられている事項

記述の有無も含め、任意の記述事項

4 全体の構成

(1) 武力攻撃事態等を通じた対処を記述する構成とし、武力攻撃事態等の類型に応じた対処については、それぞれの記述に、留意事項として記述するものとする。

都道府県の地域防災計画の場合、根拠法が異なること等も踏まえ、風水害、火災、爆発による災害を対象とする「一般対策編」、地震災害を対象とする「地震対策編」、原子力災害を対象とする「原子力対策編」等、事態に応じて別の計画として定められているケースがある。

武力攻撃事態等と緊急対処事態について、区別する必要がある場合には、両者を区別した記述を行う必要がある。

(2) 基本的な構成については、基本指針に準拠しながら、地方公共団体の危機管理計画としてなじみの深い地域防災計画を参考に、総論、平素の備えや予防、事態への対処、復旧、という基本的な構成とすること(別紙 1)。

(3) 離島等の対処、原子力発電所や石油コンビナート、自衛隊や米軍の施設区域が所在する地域等、特別の配慮を要する地域に関する留意事項は、モデル計画に付属して、示すものとする。

5 実践的な国民保護モデル計画とすること

(1) 事態に、実践的に対応できるようにするための計画とすることを目指す観点から、地方公共団体国民保護懇談会での論議等を踏まえ、武力攻撃事態等の類型に応じた避難等の対処、留意点を、できる限り具体的に記述すること(別紙 2)。

(2) 事態に、実践的に対応できるようにするための計画とすることを目指す観点から、次のような点に、留意すること。

基本的な構成の記述を、平時の対応を記述する「平素の備えや予防」と、有事への対処を記述する「事態への対処」とに区分して行うことで、それぞれに必要な事項を明らかにすること。

「平時の備えや予防」の一つとして、国民保護一般に関する普及啓発と合わせて、テロへの警戒等に係る啓発を行うことなど、予防に関する事項についても、必要な範囲内で記述することとする。

- 内容的には、テロ等の地域で発覚するような事態についての住民に対する啓発、地方公共団体が自ら管理する公共施設や公共交通機関における警戒等の予防対策を記述することが考えられる（任意的記載事項）。
- 警察・刑事活動に関する事項は、記述の対象とはしない。

国民保護法第34条第2項第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項」として、任意的記載事項として記述する。

「事態への対処」において、地域での事態が勃発してから発覚するような事態において、事態認定までの間も含め、応急対策などの対処についても、必要な範囲内で記述し、切れ目のない対策を講ずることができるようにすること。

国民保護法第34条第2項第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項」として、任意的記載事項として記述する。

に関連して必要な場合には、国民保護法に基づく国民保護措置に関連して行う災害対策基本法や消防法等に基づく措置を必要な範囲内で記述するものとする。

災害対策基本法は、事態対処を想定した仕組みではないことに留意する必要がある。

事態認定前における連絡室等の任意組織の設置や災害対策本部の設置、応急の初動措置などが考えられる。また、事態として認定された後の必要な調整等についても記述する。

指定行政機関（関係省庁）、指定地方行政機関（地方支分部局等）その他の関係機関等との密接な連携を確保する観点から、国民保護法上の事項に応じ、各関係機関の窓口を、できる限り明らかにするものとする。

6 市町村国民保護計画の基準となるべき事項について

- (1) 政府の基本指針において、市町村について記述された事項は、基本的に、都道府県国民保護計画における必要記載事項として、記述するものとする。

政府の基本指針での市町村に関する記述は、都道府県国民保護計画に定める事項の一つである「市町村国民保護計画の基準となるべき事項」の基準として記述されているものと考えられる。

- (2) 指定行政機関（関係省庁）の国民保護計画で定められる事項のうち、市町村の国民保護計画の基準となるべき事項と考えられるものがあれば、関係省庁の協力を得て、必要な事項を記述するものとする。

(3) 都道府県が、地域の実情に応じた事態への対処を行う観点から、自らの判断で必要な「市町村国民保護計画の基準となるべき事項」を定めることは、差し支えないものであるが、避難措置等においては、共通の枠組みを示す等、積極的に対処する方向で記述するものとする。

- 都道府県内の隣接する市町村や、一体的な都市圏を形成している地域において、想定する避難の方法等が異なることにより、支障がないようにする必要がある。

7 指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となるべき事項について

(1) 政府の基本指針において、指定地方公共機関について記述された事項は、基本的に、都道府県国民保護計画の必要記載事項として、記述するものとする。

政府の基本指針での指定地方公共機関に関する記述は、都道府県国民保護計画に定める事項の一つである「指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となるべき事項」の基準として記述されているものと考えられる。

(2) 指定行政機関(関係省庁)の国民保護計画において、所管する指定公共機関に関する事項を記述する内容について、都道府県国民保護モデル計画においても、関係省庁の協力を得て、必要な事項を記述するものとする。

(3) 指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となるべき事項として、地域の実情に応じた記述も考えられるが、あくまで、指定地方公共機関の責務の範囲内のものに限った記述とする。

(4) 指定地方公共機関が、国民保護法上の責務以外にも、その自発的な意思の下に、地方公共団体に協力すること、そのことについて国民保護業務計画に定めることも想定されるが、こうした協力は、あくまでも指定地方公共機関の自発的な意思の下に行われることが必要であるため、国民保護モデル計画において、地域の事情に応じた記述は予定しないものとする。

8 関係省庁関係事項や関係機関との連携等について

(1) 関係省庁所管部分についても、関係省庁の協力が得られれば、必要な事項等を記述するものとする。

以上

(別紙 1) 国民保護モデル計画の構成

国民保護モデル計画

注) 下記の項目の構成や用語は、地方公共団体を拘束する趣旨のものではない。

第1編 総則、総論

- 計画の趣旨、構成、総合的な推進に関する事項
- 関係機関の事務又は業務の大綱、国民保護措置実施上の機関
- 国民保護措置実施上の都道府県ごとの地理的、社会的特徴
- 対象とする事態(武力攻撃事態等及び緊急対処事態)の概要 等

第2編 平素からの備え等予防に関する計画

- 武力攻撃災害やテロ発生に備えた被害軽減対策計画、予防計画
- 情報収集・伝達の施設設備整備、装備資機材の整備、備蓄等の整備計画
- 危険物質等の取扱所、大規模集客施設等の武力攻撃災害等の予防上重要な施設等の把握
- 運送事業者の輸送力の把握
- 研修・訓練計画
- 国民保護知識の普及計画、自主防災組織、ボランティアとの協力 等

第3編 事態への対処に関する計画

- 初動連絡体制や初動措置、対策本部の設置等の武力攻撃事態等における国民保護措置実施体制の迅速な確立に関する計画(行動計画、通信情報計画、広報計画)
- 警報(緊急通報を含む。）・避難の指示(退避の指示を含む。)の伝達計画
- 救援実施計画、安否情報収集提供計画
- 武力攻撃災害防除計画、保健衛生計画、被災情報収集計画
- 関係機関への応援協力要請計画、自衛隊の出動や派遣の要請計画
- 武力攻撃災害時のライフラインの確保対策等国民生活の安定に関する計画 等

第4編 復旧に関する計画

- 被災した公共施設等の復旧方針 等

第5編 資料編

離島等特別の事情が存在する地域の国民保護計画作成上の留意事項

(別紙 2) 武力攻撃事態等の類型に応じた避難等の留意点

前回までの地方公共団体国民保護懇談会における審議等を参考にすれば、それぞれの事態について、下記のように対応することが考えられるのではないかと。

1 着上陸侵攻等の本格的な侵略事態等

- 大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態については、生起の可能性が低下しているとの政府の認識、対処のための時間的余裕、対処の考え方も踏まえ、次のような対処方針を国民保護モデル計画に定める。

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難等は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都道府県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整や、国の対処基本方針に基づく自衛隊の防衛出動に伴う活動との調整等が必要であるため、国の総合的な方針としての具体的な避難指示を待って行うこととすることが適当であること。

このため、大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態等に対しては、政府の総合的な方針とこれに基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とすること。

そのような事態において、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう必要な対応について、順次、研究・検討を進めるようにするとともに、体制の整備に努めることとすること。

- 離島やこれに準ずる地域についての着上陸侵攻等については、特殊部隊による作戦や災害等への対応も念頭に、迅速な全島避難体制等を整備するものとする。

2 弾道ミサイル攻撃への対処一般

(1) 弾道ミサイル一般について

- 弾道ミサイル攻撃については、国からの弾道ミサイルの発射等に関する情報を、あらゆる手段を講じて、住民に伝達して、周知し、屋内への避難を呼び掛けることとすること。
- そのために必要なシステムの整備に努めること。
- 発射情報が発出された際の屋内への避難をはじめ、住民がどう対応すべきかについて、あらかじめ、住民に対し、あらゆる機会を通じ、行動マニュアルを徹底しておくこととすること。
- 弾着後の弾頭の同定とこれに伴う警報の解除、救急救助等について、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関の役割分担をあらかじめ定めておくこと。
- 弾着後の弾頭の種類に応じ、国からの避難措置の指示に基づき、その後必要と

なる避難の指示を迅速に行うこと。国からの指示を待つ余裕がない場合は、適切な退避の指示を行うこと。

(2) NBC 兵器を搭載したミサイルの場合

- 核兵器である弾道ミサイル攻撃を受けた場合において、住民がどう対応すべきかについて、初期放射線、熱線、衝撃波の影響の回避、その後の放射性降下物の回避等について必要な事項を、あらかじめ、住民に対し、あらゆる機会を通じ、行動マニュアルを徹底しておくこととする。
- 核爆発後における必要な避難の指示や退避の指示を的確に行うとともに、あらかじめ定められた役割分担に基づき、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関が、放射性降下物等による 2 次被害を回避しつつ適切な救急救助活動等を実施すること。
- 化学兵器である弾道ミサイル攻撃を受けた場合においては、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関が、防護服を着用した隊員等により、危険な地域の住民の救助を行うとともに、汚染された地域を除染することとし、除染が終了するまでの間、周辺の住民に、安全な地域への避難又は密閉された部屋等への屋内避難の継続を呼びかけること。

3 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

(1) 一般について

- 都市部でも、山間部でも、ゲリラや特殊部隊による事案が発生した場合には、まず、住民の安全確保等のために、速やかに住民に対し警報の伝達、必要な場合における緊急通報を発令するとともに、活動地域等への迅速な警戒区域の設定等を行い、立入禁止の徹底等を周知すること。
- ゲリラや特殊部隊が行動する可能性がある地域に居住する住民がある場合には、市町村長が消防等を指揮し、警察、自衛隊、海上保安庁に必要な協力を要請しながら、安全な地域への避難をさせること。
- 搜索範囲の局限のためにも、早期の発見・対処が極めて重要であり、地方公共団体、消防、警察等は、安全確保のための措置を講ずるとともに、自衛隊等の関係機関とも必要な情報連絡を行うものとする。
- 侵入したゲリラや特殊部隊の侵害を排除するための自衛隊の活動の円滑な展開と、住民生活の安定確保の調整を図るため、関係機関の展開する地域やそのための輸送ルートの確保等と、住民生活の安定に必要な措置との調整を、関係者が迅速に協議して、実施するものとする。

(2) 原子力発電所、石油コンビナート等に対するゲリラや特殊部隊による攻撃への留意点

- ゲリラや特殊部隊が、原子力発電所や石油コンビナート等を襲撃した事実が発覚した場合には、国の警報及び避難措置の指示の伝達、または緊急通報及び退避の

指示を迅速に行うとともに、住民の避難が可能な場合には、ゲリラや特殊部隊の襲撃地域から一定の範囲内の住民を、相当の距離の地域に直ちに避難又は退避させることにより、住民の生命・身体の保護を図るとともに、自衛隊による侵害排除を円滑に行えるような体制を整えるものとする。

- ゲリラや特殊部隊による意図的な火災、爆破等が発生した場合における対処措置について、自衛隊、警察、海上保安庁、消防において、事態の状況に応じてあらかじめ定める役割分担に応じ、適切かつ迅速に実施すること。
- その他については、原子力事故災害又は石油コンビナート災害等に関する対策と同様の対応を検討すること。

4 航空攻撃の場合

(1) 急襲的な航空機攻撃の場合

- 弾道ミサイル攻撃に対する措置に準じて対処すること。

(2) 大規模な着上陸侵攻の前提となる反復した航空機攻撃の場合

- 大規模な着上陸侵攻に対する措置に準じて対処すること。

5 緊急対処事態への対処

(1) 武力攻撃に準ずるテロ等の緊急対処事態への対処

- 武力攻撃に準ずるテロ等の緊急対処事態については、ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処に準じた措置を基本として、措置を行うこととすること。

(2) 天然痘テロ等の生物兵器テロ事態への対処

- 生物剤を用いたテロが発生した場合には、国による専門的知見を踏まえて、防護措置を講じた要員により、汚染物質の検知、患者の移送・隔離等の感染症予防法のスキームと同様の措置を講ずることとなるものであり、天然痘テロについては、現在の天然痘テロ対応についての各種指針等に準じた措置を講ずるものとする。

以上

都道府県の国民の保護に関する計画に定める事項

【国民保護法の規定】

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第三十四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項

3 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

国民保護法に規定される「国民の保護に関する計画で定めるところにより」実施される措置(都道府県分)

1. 都道府県知事が実施する国民の保護のための措置(第11条第1項)
 - 1 避難に関する措置
 - 2 救援に関する措置
 - 3 武力攻撃災害への対処に関する措置
 - 4 生活の安定に関する措置
 - 5 復旧に関する措置
2. 都道府県の委員会及び委員の実施する国民の保護のための措置(第11条第2項)
3. 都道府県対策本部の設置(第27条第1項)
4. 現地対策本部の設置(第28条第8項)
5. 国民保護措置の実施に必要な組織の整備・職員の配置及びサービスの基準の制定(第41条)
6. 訓練の実施(第42条)
7. 関係機関への警報の通知(第46条)
8. 多数の者が利用する施設への警報の伝達(第48条)
9. 関係機関への警報の解除の通知及び多数の者が利用する施設への警報の解除の伝達(第52条第1項)
10. 関係機関への避難措置の通知(第52条第7項)
11. 関係機関への避難措置の解除の通知(第53条第3項)
12. 住民に対する避難の指示(第54条第1項)
13. 避難の指示をしたときの関係機関への通知(第54条第7項)
14. 避難の指示を解除したときの関係機関への通知(第55条第3項)
15. 避難先地域の都道府県知事が避難住民受入地域を決定したときの関係機関への通知(第58条第7項)
16. 避難先地域の都道府県知事が避難の指示を解除した通知を受けたときの関係機関への通知(第58条第9項)

17. 救援の実施(第75条第1項)

- 1 収容施設の供与
- 2 食費の予備飲料水の供給
- 3 生活必需品の供給
- 4 医療の提供
- 5 被災者の搜索及び救出
- 6 埋葬及び火葬
- 7 通信設備の提供(第75条第1項)
- 8 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

18. 武力攻撃災害の兆候の通知を受けた都道府県知事の関係機関への通知(第98条第5項)

19. 緊急通報の発令(第99条第1項)

20. 関係機関への緊急通報発令の通知(第100条第1項)

21. 生活関連等施設の安全確保の措置(第102条第3項)

22. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置(第103条第1項)

23. 武力攻撃原子力災害の指定行政機関への通報(第105条第3項)

24. 武力攻撃原子力災害の指定地方公共機関への通知(第105条第6項)

25. 関係機関への武力攻撃原子力災害の公示の通知(第105条第8項)

26. 被災情報の収集(第126条第1項)

27. 生活関連物資等の価格の安定等(第129条)

28. 施設及び設備の応急の復旧(第139条)

29. 武力攻撃災害の復旧(第141条)

30. 避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等並びに住民の避難、救援に必要な施設、設備の整備等(第142条)

31. 国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等並びに施設、設備の整備等(第145条)

32. 都道府県知事の実施する緊急対処保護措置(第177条第1項)

33. 都道府県の委員会及び委員の実施する緊急対処保護措置(第177条第2項)

34. 緊急処理事態への準用(第183条)

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準 用
1	都道府県知事が実施する国民の保護のための措置 1 避難に関する措置 2 救援に関する措置 3 武力攻撃災害への対処に関する措置 4 生活の安定に関する措置 5 復旧に関する措置	(都道府県の実施する国民の保護のための措置) 第 1 1 条第 1 項 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第 3 4 条第 1 項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。 1 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置 3 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 4 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置	
2	都道府県の委員会及び委員の実施する国民の保護のための措置	第 1 1 条第 2 項 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。	
3	都道府県対策本部の設置	(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 第 2 7 条 第 1 項第 2 5 条第 2 項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第 3 4 条第 1 項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第 3 5 条第 1 項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置しなければならない。	○
4	現地対策本部の設置	(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 第 2 8 条第 8 項 都道府県知事又は市町村長は、第 3 4 条第 1 項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第 3 5 条第 1 項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。	○
5	国民保護措置の実施に必要な組織の整備 職員の配置及びサービスの基準の制定	(組織の整備) 第 4 1 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。	

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準用
6	訓練の実施	(訓練) 第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。	○
7	関係機関への警報の通知	(都道府県知事による警報の通知) 第46条 都道府県知事は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。	○
8	多数の者が利用する施設への警報の伝達	(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達) 第48条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第45条又は第46条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。	○
9	関係機関への警報の解除の通知 多数の者が利用する施設への警報の解除の伝達	(警報の解除) 第51条第2項 第45条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。	○
10	関係機関への避難措置の通知	第52条第7項 第46条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。	○
11	関係機関への避難措置の解除の通知	(避難措置の指示の解除) 第53条第3項 前条第4項から第8項までの規定は、対策本部長が第1項の規定により避難措置の指示を解除する場合について準用する。	○
12	住民に対する避難の指示	(避難の指示) 第54条第1項 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。	○

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準 用
13	避難の指示をしたときの関係機関への通知	第54条第7項 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長（第1項及び第5項の市町村長を除く。）、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設（第148条第1項の避難施設をいう。第150条を除き、以下同じ。）の管理者に通知しなければならない。	○
14	避難の指示を解除したときの関係機関への通知	（避難の指示の解除） 第55条第3項 前条第7項及び第8項の規定は、都道府県知事が前2項の規定により避難の指示を解除した場合について準用する。この場合において、同条第7項中「市町村の長（第1項及び第5項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。	○
15	避難先地域の都道府県知事が避難住民受入地域を決定したときの関係機関への通知	（都道府県の区域を越える住民の避難） 第58条第7項 第54条第7項の規定は、都道府県知事が第3項の規定による決定をした場合について準用する。この場合において、同条第7項中「市町村の長（第1項及び第5項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。	○
16	避難先地域の都道府県知事が避難の指示を解除した通知を受けたときの関係機関への通知	第58条第9項 第54条第7項の規定は、都道府県知事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第7項中「市町村の長（第1項及び第5項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。	○
17	救援の実施 1 収容施設の供与 2 食費の予備飲料水の供給 3 生活必需品の供給 4 医療の提供 5 被災者の搜索及び救出 6 埋葬及び火葬 7 通信設備の提供	（救援の実施） 第75条第1項 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。第82条において同じ。）の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療の提供及び助産 5 被災者の搜索及び救出 6 埋葬及び火葬 7 電話その他の通信設備の提供 8 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの	○

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準用
18	武力攻撃災害の兆候の通知を受けた都道府県知事の関係機関への通知	(発見者の通報義務等) 第98条第5項 前2項の規定による通知又は通報を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならない。	○
19	緊急通報の発令	(緊急通報の発令) 第99条第1項 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令しなければならない。	○
20	関係機関への緊急通報発令の通知	(関係機関への緊急通報の通知等) 第100条第1項 都道府県知事は、前条第1項の規定により緊急通報を発令したときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。	○
21	生活関連等施設の安全確保の措置	(生活関連等施設の安全確保) 第102条第3項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。	○
22	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置	(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 第103条第1項 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第一百七条において「危険物質等」という。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。	○
23	武力攻撃原子力災害の指定行政機関への通報	(武力攻撃原子力災害への対処) 第105条第3項 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。)は、第1項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。	○

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準用
24	武力攻撃原子力災害の指定地方公共機関への通知	第 1 0 5 条第 6 項 都道府県知事は、第 1 項前段の規定による通報又は第 4 項後段の規定による通知を受けたときは、その <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、直ちに、その旨を関係指定地方公共機関に通知しなければならない。	○
25	関係機関への武力攻撃原子力災害の公示の通知	第 1 0 5 条第 8 項 第 4 5 条及び第 4 6 条の規定は、対策本部長が前項の公示をした場合について準用する。	○
26	被災情報の収集	(被災情報の収集) 第 1 2 6 条第 1 項 指定行政機関の長等は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより</u> 、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集に努めなければならない。	○
27	生活関連物資等の価格の安定等	(生活関連物資等の価格の安定等) 第 1 2 9 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。	
28	施設及び設備の応急の復旧	(応急の復旧) 第 1 3 9 条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより</u> 、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。	○
29	武力攻撃災害の復旧	(武力攻撃災害の復旧) 第 1 4 1 条 指定行政機関の長等は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより</u> 、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。	○
30	避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等並びに住民の避難、救援に必要な施設、設備の整備等	(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等) 第 1 4 2 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその <u>国民の保護に関する計画で定めるところにより</u> 、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。	

「国民の保護に関する計画に定めるところにより」
都道府県が実施する措置の一覧

	措置の概略	条 文	準用
31	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等並びに施設、設備の整備等	(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等) 第145条 指定行政機関の長等は、第142条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。	
32	都道府県知事の実施する緊急対処保護措置	(都道府県の実施する緊急対処保護措置) 第177条第1項 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。	
33	都道府県の委員会及び委員の実施する緊急対処保護措置	第177条第2項 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。	
34	緊急対処事態及び緊急対処保護措置における準用 (緊急対処事態において準用される規定は、それぞれの規定の右○印を参照)	(準用) 第183条 第7条、第8条及び第9条第1項、第1章第2節(第10条、第11条、第16条、第21条及び第22条を除く。)及び第3節(第24条並びに第29条第4項及び第7項を除く。)、第42条、第2章(第56条、第60条、第68条及び第73条第1項を除く。)、第3章(第88条及び第93条を除く。)、第4章、第5章第2節及び第3節、第141条、第百43条、第144条、第147条及び第151条から第156条まで並びに第7章(第161条第1項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

平成17年度国民保護関係予算政府原案について

消 防 庁 国 民 保 護 室
平成 16 年 12 月 24 日

(1)予算政府原案額 4,885百万円

(2)国民保護室・国民保護運用室関係

1 国民保護即時サイレン調査検討事業(200百万円)

国民保護法上、都道府県知事に警報を通知する役割を担っている消防庁が、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて直接地方公共団体の防災行政無線を起動し、サイレンを吹鳴させることやFAX送信することを可能とするシステム(ナウキャストシステム)について調査検討を行う経費である。

2 国民保護(国と地方とが共同で行うもの)の経費負担に要する経費(47百万円)

国と地方が共同で行う国民保護訓練に係る費用で、地方公共団体が支弁したものに付き、国が負担する経費について、国民保護法上、地方公共団体との連絡調整の役割を担う消防庁が国として負担する経費である。

3 民間防衛標章の取扱いの検討に要する経費(14百万円)

ジュネーヴ諸条約追加議定書 第66条に規定される文民の保護のための特殊標章について、国民保護法第158条に規定された交付の権限を持つ指定行政機関の長等が、その職員やそれぞれの活動に協力する者に対して交付を行う際の基準等に関して検討を行う経費である。

4 国民保護における消防庁の訓練に要する経費(10百万円)

内閣官房が主催する国民保護図上訓練及び国民保護実動訓練の実施に際して、消防庁として詳細な訓練シナリオの検討を行うとともに、訓練結果の分析のため、訓練状況の映像媒体による記録及び報告書等の作成を行うための経費である。

5 武力攻撃事態等における常備消防・消防団・自主防災組織の活動方針の検討に要する経費(9百万円)

武力攻撃事態等においては、警報・避難指示の周知徹底、避難誘導等に中心的な役割を果たす常備消防職員、住民へのきめ細かい対応を可能とする消防団員、地域に根ざした自主的な協力が期待できる自主防災組織について、それぞれの具体的な活動のあり方について検討を行う経費である。

6 国民保護モデル計画の作成に要する経費(38百万円)

都道府県国民保護計画に基づく市町村国民保護計画は、平成18年度に作成することが期待されているため、平成16年度作成する都道府県国民保護モデル計画をベースとしつつ、さらに多様な地域性を反映させた市町村国民保護モデル計画を作成するための経費である。

7 避難マニュアル作成に要する経費(12百万円)

市町村長は、避難の指示があったとき直ちに避難実施要領(避難の経路、手段、誘導の実施方法等を定めるもの。)を定めなければならないことから、即時に対応するためには、あらかじめ避難の類型ごとに地域性を踏まえた避難実施要領のひな形を準備しておく必要があり、そのひな形を作成するための経費である。

8 危機管理体制整備検討に要する経費(16百万円)

武力攻撃事態等に際して、被害軽減や避難誘導など国民保護の対応を効率的に実施するため、米国のICS(Incident Command System: 事態対処システム)を参考に、日本における地方団体、関係諸機関の危機管理体制の標準化の実現手法について地方公共団体の実情を踏まえつつ、調査検討を行うための経費である。

9 国民保護普及・啓発に要する経費(10百万円)

基本指針及び都道府県国民保護モデル計画を中心とした、具体的な事態対処のあり方について、今年度同様に地方公共団体職員、常備消防、消防団員等に対し小冊子を作成・配布するとともに、全国各地で地方公共団体職員等を対象とした国民保護ブロック会議を実施し、地方における国民保護の意識向上を図るための経費である。

等

(3)消防庁他課室関係

●消防防災設備整備費補助金(3,821百万円)

国民保護上重要な役割を果たす消防団及び自主防災組織を充実強化し、迅速な警報や避難指示の伝達に不可欠なデジタル防災行政無線の整備を促進するための経費である。

●国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有に向けたシステムの開発に要する経費(9百万円)

住民に対する防災情報提供の方策の検討として、安否情報提供の検討を行う経費である。

●最新技術の消防防災情報通信分野への活用方策に関する検討に要する経費(緊急地震速報検討経費)(42百万円)

気象庁から発表される緊急地震速報及び気象予報システムを、衛星通信ネットワークを活用して地方自治体や消防機関へ迅速かつ確実に伝達するシステムを消防庁に整備する。さらに、緊急地震速報をトリガーとして同報無線を自動起動するなど、地方自治体における緊急地震速報の活用方策の検討とフィールド実験を行う。

●緊急消防援助隊用資機材の整備に要する経費

1 放射性物質災害対応教育・訓練用資機材の整備(30百万円)

放射性物質災害発生時に備え、災害の態様に応じた対応体制の強化を図るため、消防大学校における緊急消防援助隊の放射性物質災害対応教育・訓練用資機材の整備を推進するための経費である。

2 B C災害対応教育・訓練用資機材の整備(19百万円)

生物・化学(B C)テロ又は武力攻撃によるB C災害時に備えた広域応援体制の強化を図るため、消防大学校において、各消防本部等と連携して、B C災害対応資機材の取扱いを習熟させるための検知部材を整備する経費である。

●消防・防災ロボットの研究開発に要する経費(105百万円)

平成16年度に試作したロボット性能の分析結果を踏まえ、N B C災害に対応する検知・探査型消防・防災ロボットを作製し、仕様を確定するための経費である。

●消防庁ヘリコプターの導入に要する経費(499百万円)

大規模災害時、武力攻撃災害時における消防庁職員等に迅速な災害現場への派遣及び現地における情報収集・応援対応調整並びに平時における訓練を通じた有効な運行技術の向上等に活用することを目的として、消防庁ヘリコプターを導入する経費である(平成16年度補正600百万円)

国民保護即時サイレン調査検討事業

1 事業概要

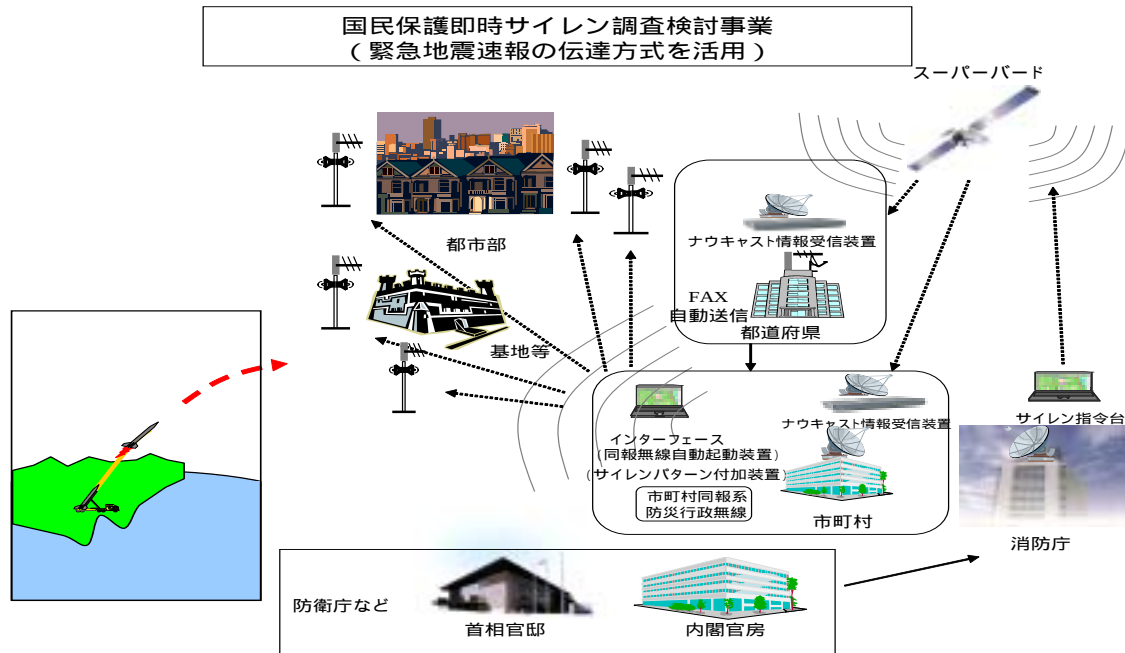
本年 9 月、国民保護法が施行されたことにより、武力攻撃事態等においては、同法に基づき、消防庁を通じて地方公共団体に警報を通知し、住民に対しては市町村が防災行政無線等を活用して警報を伝達することとされている。

特に、対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、迅速に警報を通知、伝達するためのシステム整備の必要性が指摘されている。

「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」（座長：石原信雄元内閣官房副長官）においても、速やかな警報発令の体制を構築することが重要であるとの指摘があり、また、12 月 10 日に閣議決定された「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」の中でも、「警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備する」と明記されている。

このため、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて直接地方公共団体の防災行政無線を起動し、サイレンを吹鳴させることや F A X 送信することを可能とするシステム（ナウキャストシステム）について調査検討を行う。

2 イメージ図



3 平成 17 年度政府予算原案額 200 百万円・・・

関係予算：最新技術の消防防災情報通信分野への活用方策に関する検討に要する経費（緊急地震速報検討経費）42 百万円・・・

+ = 242 百万円

消 防 国 第 1 5 号
平成 1 6 年 1 2 月 3 日

各都道府県国民保護主管部長 殿

消防庁国民保護室長

都道府県の国民保護計画作成に当たっての協議等について

都道府県の国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）作成上の留意事項、スケジュール等については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成 16 年 9 月 17 日消防国第 1 号消防庁長官通知）等により通知したところですが、都道府県の国民保護計画作成上必要とされる国との協議等に係る留意事項について、下記のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、周知されるようお願いします。

記

1．都道府県の国民保護計画の作成に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならないこととされているが、総務省における地方公共団体との協議窓口は消防庁国民保護室とし、内閣総理大臣協議に当たっての関係各省庁との調整は、総務省消防庁を窓口として行うことを予定していること。

2．都道府県の国民保護計画は、政府の定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき作成されるものであることから、都道府県の国民保護計画の内閣総理大臣協議については、基本指針の公示以後に受理することを予定していること。

また、同様の観点から、内閣総理大臣協議の前提となる都道府県の国民保護協議会への諮問とこれに基づく審議及び意見については、基本指針の公示以後に行うことが必要であること。

なお、このことは、都道府県国民保護協議会が基本指針の公示に先立って、都道府県の国民保護計画の素案や計画一般について幅広い意見交換や審議を行うことを妨げるものではないこと。

以 上

第2回懇談会における各委員からの主な指摘事項

- 現代は様々なシステムが複合化しており、電力供給についても、少しのことが原因となり大混乱になりかねない。現代のシステムの複雑性に伴う脆弱性についての配慮が必要ではないか。また、様々な事態が同時に起こるような複合的な事態への対応も考えておかないといけない。
- 国民保護法の立案過程から具体的なイメージが湧くような説明を行うようお願いしてきたが、今回、弾道ミサイルとテロ・ゲリラについての詳しい事例が示された。非常に理解しやすく、住民にも説明しやすいものとして評価したい。
- 米軍基地や自衛隊基地が所在する市町村では、想像力を働かせれば、様々な形態の攻撃が起こる可能性というものも否定できない。米軍施設をターゲットにした場合の対応についても、米軍側と率直な意見交換をする機会を持っていただきたい。
- 今回の懇談会における資料は、今後の検討に当たっての基本的な方向性を示すものとして評価できる。この方向で進めてほしい。
- 国民に対して、どのようにして正確な情報をタイミングよく公表できるかということが重要である。この点については、十分に検討し、計画に反映してほしい。
- ある情勢について、それをどのように認識するのか、その場合に国民にどのように広報し準備を促すのか、といった点について、リードタイムが有るものから無いものまで、平素から共通の認識を持って準備し、マニュアルを作成することが重要である。その際に、国民に期待する行動とともに、政府がどのような措置を取るかについてもあわせて示すことが必要である。
- いわゆる戦後派と戦前派とでは、各事態の認識について温度差があるかもしれない。着上陸侵攻の場合の疎開については、現在では、現実にはあまり想定できないとしても、沖縄県の住民の疎開を身近に経験した世代の者としては、今でも記憶に残っていることである。
- 日本は戦後は平和に恵まれてきたが、ゲリラなどは日本でも十分に起こりうるという現実について、国民に十分に知らせて、日本では武力攻撃事態は起きないという意識を払拭していくことが重要である。

- 武力攻撃事態等においては、消防・警察のみならず、自衛隊の役割も重要である。戦うための自衛隊とともに、国民を守るための自衛隊ということも示すことが必要ではないか。
- テロに関しては、水源、電源、交通機関、石油コンビナート、化学工場へのテロというものも緊急対処事態への対応ということとあわせて検討する必要がある。
また、朝鮮半島や台湾海峡における事態が我が国に波及していくような事態も想定しておかなければならない。
- 国民への情報提供が重要であり、マスコミの果たすべき役割は非常に大きい。地震の際における迅速な対応と同じく、平素から行動計画を作り、迅速な対応を行ってもらう必要がある。
- 警報の伝達、住民の避難、警戒区域の設定、救急救助などは、どの事態にも共通してでてくる重要な事項であり、その際に共通項を取り出すのか、個々の場合の特色を示すのか、計画の作成に当たって整理する必要がある。
- 沖縄や三宅島の事例について、時系列順に、政府・地方公共団体が何を行ったのかも重要であるが、同時に、市民がどのような対応をしたのかも重要である。
- 最近の水害等の事例も、参考になる事項はある。特に、自然災害においても、住民を避難させるということは困難な問題であり、そのような場合に住民がどのような心理を有していたかということの研究は有益である。
- 着上陸や航空機による攻撃などは、いわば「面」的災害であり、これらは国が基本的な方針を示し、地方公共団体はそれに協力をするというものである。弾道ミサイルやテロ・ゲリラについては、「点」的災害であり、初動対応はまず地方公共団体が主体的に対処し、警戒区域の設定や屋内退避を行うということは理にかなっている。
- 地方公共団体にとっては、できるだけ計画はシンプルなものがある。その際に、国・都道府県・市町村の役割分担について、明確に示すことが必要である。
- 弾道ミサイルの例にしても、時間の経過によって対応も異なる。1発なのか複数が発射されたのか、長期間にわたるのか短時間で終わるのかで対応も異なる。異なるフェイズに応じた対応も考えないといけない。

- イスラエルの弾道ミサイルの事例では、精神的障害が残った者が500人もいたとのことであるが、この点を踏まえた心理的ストレスなどのケアについても今後の議論に含めるべきである。
- 地方公共団体においては、当面は、弾道ミサイルやテロ・ゲリラなどの「点」的な災害について検討するほうが良い。国としては、着上陸などの「面」的な災害も、国全体として連携して行動ができるように検討する必要がある。
- 武力攻撃事態においては、自然災害と異なり、敵が存在する。仮想敵国も計画の内容を知りうるわけであるから、計画を策定した場合の絶えざる見直しが必要ではないか。
- 実際に攻撃を行わなくても、「水源に毒を入れた」という流言飛語を流すだけで国民を大混乱に陥れることが可能である。特に、次から次と新たな事態が発生しているような場合には、大きな混乱を防止するためにも、正確な情報を迅速に流すことが重要である。
- 本日のような資料はこれまで見たことはなく、検討のたたき台として意義がある。
- 先日の台風22号の際には、NHKは、朝から一日中台風情報を放送していたが、武力攻撃事態においても、これと同様に、総力を挙げて、そのための体制を作って放送を行うことが重要になる。
- 情報伝達で重要なのは、早く・正確に・わかりやすく、簡潔に事実を国民に伝えることが重要である。特に、伝達すべき情報を極力簡潔なものにすることが重要である。
- 情報伝達の手段としても、総理でも官房長官でも事務局でもいいから、すぐに会見の形で情報提供を行うことが重要である。放送局は、このような場合への態勢が取られており、流言飛語を防ぐためにも、政府における適時適切な対応が重要である。
- 海外在住の経験では、日本では、緊急時において、市民が何をすべきかの事前の広報が十分になされていない印象を持つ。普段の生活の中に、緊急時への対応を十分に行わせるための、意識定着のための軟着陸を行っていくことが重要である。

- 本日の資料については、おおむね適切な内容であると言える。あらゆる事態に共通して言えることは、事態の発生を早急に認識するとともに、その内容を伝達し、対応していくための仕組みを作ることが重要であるということである。
- 国民に不必要に混乱を生じさせないためには、どういう事態であるかを公表するとともに、個々人ができることは何か、どのように対応すべきかということについても、あわせて知らせることが重要である。イスラエルのように日常的に国民に周知しておくことが重要である。
- 電気の供給が停止した場合などには、原始的な手段が役に立つということもあり、そういうことも考えておくといい。
- 本日の懇談会において4事態のイメージが分かる資料が示されたことは、大変いい材料を提供していただいたものと評価している。想像力を駆使して様々な場合を考えるべきとの意見もあるが、ものを考えていく上では、一定程度単純化することも重要である。
- 懇談会の資料については、地方公共団体でも活用できるよう広く配布して、意見をもらうようにしたい。
- テロ・ゲリラや弾道ミサイルへの対応を中心に考えることが必要だと思う。また、テロ・ゲリラについては、自然災害への対応が参考になるのではないかと。不意打ちのテロの場合においても、交通規制、立入禁止、避難をするということは同じである。このような場合における対応が参考になる（例えば、交通規制にしても、消防自動車などの物理的な手段を用いた方が効果的であるとか、住民の避難行動も、現に近隣の住民や消防団に誘われて初めて避難を開始するような災害時の行動パターンも参考になるのではないかと。）
- 自然災害時でも、現場は、それとは知らないで危険な中で活動することがあり、有事においても、現場への情報提供を定期的に行われるための仕組みが重要である。また、市町村から住民への情報伝達の手手段の強化が重要である。
- ゲリラについては、事前に兆候が分からず、突然に襲ってくる場合もあるが、その場合のパニックの防止が重要である。自然災害時でも、パニックやトラウマが生じるが、そのようなものに強い態勢の構築が必要である。
- ライフラインについては、その供給を継続することが重要であるが、設備自体の耐久性の強化に加え、致命的な事態にならないよう、即座に復旧できるための

仕組み（N（Necessary）－１の思想）も考えることが重要である。

- 原子力施設の防護をどうするかということが課題であるが、一つには、簡単に侵入できないようなシステムを作るとともに、異常時には緊急停止できるようなシステムを作ることが重要である。これまで対応は強化されてきているが、現状で足りないものはないか、考えていきたい。
- 消防団をはじめ、各県や市町村が活動できるためには、裏付けとなる費用の問題を考えないといけない。
- 過去の事例の研究については、それぞれの攻撃の実態は具体的にどのようなものであるかについての理解を深めるために役立つものである。計画では、具体的に地方がどのようにすべきかをできるだけ単純化して示すことが重要である。
- スペインのマドリードの爆破事件は、関係機関の連携の問題、市民の役割、二次的な攻撃への対応等について、ひとつの興味深い材料になる。

○ 最後に、石原座長から総括的に次のような発言があった。

- ・ 委員の皆様からの御意見を伺っていると、本日は、地方公共団体の国民保護計画について、ある程度の方向性は一致しているのではないかと考える。
- ・ 武力攻撃事態の4つのタイプの説明があったが、どういう事態を想定して作ればいいのかということについては、大多数の委員の話では、事柄を単純化して、当面必要なものから作った方がいいのではないかとということであった。

我が国で差し迫ったものとして、弾道ミサイルとテロ・ゲリラ攻撃への対処が急がれることから、それらの対処を中心に計画の作成をすべきではないか。

- ・ 着上陸等については、地方公共団体において作ってもらうのも困難な問題があるということであり、検討する必要があるものの、当面の課題としては、弾道ミサイル攻撃とテロ・ゲリラ攻撃への対処という2つを中心とすべきではないか。
- ・ その前提で、弾道ミサイル攻撃への対応について考えてみれば、イスラエルにおいてとられた対応を参考にして、ミサイル発射に関する速やかな警報発令の体制を構築するとともに、その際に個々人がとるべき行動、例えば、屋内への避難や避難部屋の在り方等について、国民に周知・徹底しておくことが重要になるのではないか、

また、ゲリラ攻撃への対応については、住民を危険に巻き込まないよう、警戒区域への住民の立入制限を徹底するとともに、自衛隊や警察との連携を円滑に行えるようにすることが必要になるのではないかと考えている。

- ・ さらに、多数の委員から御指摘があったように、正確な情報を如何に迅速に、また、現実に対応できるような手段で伝達することができるかということが重要である。
- ・ 以上、私から総括的に今後の方向を示したが、年内には3回目の懇談会を開催し、地方公共団体の国民保護計画の策定についての基本的な考え方をまとめていきたい。
- ・ 委員及び関係省庁の御協力に感謝いたします。

平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成 16 年 12 月 10 日
安全保障会議決定
閣議決定

平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成 7 年 11 月 28 日付け閣議決定「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成 16 年度限りで廃止する。

(別紙)

平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱

策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下で、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するために、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（平成 15 年 12 月 19 日 安全保障会議及び閣議決定）に基づき、ここに「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 今日安全保障環境については、米国の 9・11 テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威や多様な事態」という。）への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織などに対しては、従来の抑止が有効に機能しにくいことに留意する必要がある。

一方、冷戦終結後 10 年以上が経過し、米口間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益に適うことから、国際社会において安全保障上の問題に関する国際協調・協力が図られ、国連をはじめとする各種の国際的枠組み等を通じた幅広い努力が行われている。

この中で、唯一の超大国である米国は、テロとの闘いや大量破壊兵器の拡散防止等の課題に積極的に対処するなど、引き続き、世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様な場面で積極的

に活用されている。

- 2 我が国の周辺においては、近年さらに、国家間の相互依存が拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連携・協力関係の充実・強化が図られている。

他方、冷戦終結後、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡を巡る問題など不透明・不確実な要素が残されている。この中で、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。

このような中で、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために重要な役割を果たしている。

- 3 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められている。

- 4 なお、我が国の安全保障を考えるに当たっては、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。

我が国の安全保障の基本方針

1 基本方針

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである。

我が国は、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国との緊密な協力関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成する。

また、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

(1) 基本的な考え方

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、我が国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努める。また、国際的な安全保障環境の改善による脅威の防止のため、我が国は国際社会や同盟国と連携して行動することを原則としつつ、外交活動等を主体的に実施する。

(2) 国としての統合的な対応

一方、こうした努力にもかかわらず、我が国に脅威が及んだ場合には、安全保障会議等を活用して、政府として迅速・的確に意思決定を行い、

関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このため、平素から政府の意思決定を支える情報収集・分析能力の向上を図る。また、自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関は、適切な役割分担の下、一層の情報共有、訓練等を通じて緊密な連携を確保するとともに、全体としての能力向上に努める。さらに、各種災害への対応や警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

(3) 我が国の防衛力

防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保である。

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲した「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成 7 年 1 1 月 2 8 日安全保障会議及び閣議決定）に従って防衛力の整備を進めてきたところであり、これにより日米安全保障体制と相まって、侵略の未然防止に寄与してきた。

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているという認識の下、我が国の平和と安全をより確固たるものとすることを目的として、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要がある。

このように防衛力の果たすべき役割が多様化している一方、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮する必要がある。

このような観点から、今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度

の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である。

3 日米安全保障体制

米国との安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、依然として不透明・不確実な要素が存在するアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。

さらに、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

また、情報交換、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していく。

4 国際社会との協力

国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する。また、地域紛争、大量破壊兵器等の拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、我が国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行っていく。

特に、中東から東アジアに至る地域は、従来から我が国と経済的結びつきが強い上、我が国への海上交通路ともなっており、資源・エネルギーの

大半を海外に依存する我が国にとって、その安定は極めて重要である。このため、関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処するためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国連の機構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められており、我が国としても積極的にこの問題に取り組んでいく。

アジア太平洋地域においては、A S E A N地域フォーラム（A R F）等の地域の安全保障に関する多国間の枠組みや、テロ対策や海賊対策といった共通の課題に対する多国間の努力も定着しつつあり、我が国としては、引き続き、こうした努力を推進し、米国との協力と相まって、この地域における安定した安全保障環境の構築に向け、適切な役割を果たすものとする。

防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下、以下のとおり、それぞれの分野において、実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとする。

（1）新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する。事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察等の関係機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方は以下のとおり。

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応する。我が

国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力と相まって、このような取組により適切に対応する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に対しては、部隊の即応性、機動性を一層高め、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・展開し、迅速に対応するものとし、実効的な対処能力を備えた体制を保持する。

エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応

周辺海空域において、常時継続的な警戒監視を行うものとし、艦艇や航空機等による体制を保持する。また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、護衛艦部隊等を適切に保持することにより、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処する。

オ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

(2) 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保する。

(3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整える。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進する。

2 防衛力の基本的な事項

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項は以下のとおり。

(1) 統合運用の強化

各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織等を見直し、効率化を図る。

(2) 情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等が不可欠である。このため、安全保障環境や技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力等の強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築する。

(3) 科学技術の発展への対応

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、統合運用の推進などに不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、サイバー

攻撃にも対処し得る高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築する。

(4) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する。また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する。

上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制は別表のとおりとする。

留意事項

1 で述べた防衛力の整備、維持及び運用に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

(1) 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(2) 装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等により、その効果的かつ効率的な実施を図る。また、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。

(3) 関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

2 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭においたものであるが、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

別 表

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、 示す多様な役割を果たすものとする。

陸上自衛隊	編成定数		1 5 万 5 千人
	常備自衛官定員		1 4 万 8 千人
	即応予備自衛官員数		7 千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8 個師団 6 個旅団
		機動運用部隊	1 個機甲師団 中央即応集団
		地对空誘導弾部隊	8 個高射特科群
	主要装備	戦車	約 6 0 0 両
		主要特科装備	約 6 0 0 門 / 両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用)	4 個護衛隊群 (8 個隊)
		護衛艦部隊(地域配備)	5 個隊
		潜水艦部隊	4 個隊
		掃海部隊	1 個掃海隊群
		哨戒機部隊	9 個隊
	主要装備	護衛艦	4 7 隻
		潜水艦	1 6 隻
		作戦用航空機	約 1 5 0 機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	8 個警戒群 2 0 個警戒隊 1 個警戒航空隊 (2 個飛行隊)
		戦闘機部隊	1 2 個飛行隊
		航空偵察部隊	1 個飛行隊
		航空輸送部隊	3 個飛行隊
		空中給油・輸送部隊	1 個飛行隊
	主要装備	地对空誘導弾部隊	6 個高射群
		作戦用航空機	約 3 5 0 機
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊		うち戦闘機	約 2 6 0 機
		イージス・システム搭載護衛艦	4 隻
		航空警戒管制部隊	7 個警戒群 4 個警戒隊
		地对空誘導弾部隊	3 個高射群

注： 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

テロの未然防止に関する行動計画

平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	国際的なテロ情勢と我が国への脅威	
1	総論	2
2	海外における邦人へのテロの脅威	3
3	我が国への直接のテロの脅威	4
第 3	今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策	
1	テロリストを入国させないための対策の強化	
	入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化	4
	テロリストに対する入国規制	5
	航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化	5
	I C P O の紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止	6
	航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け	6
	文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援	7
2	テロリストを自由に活動させないための対策の強化	
	旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等	7
3	テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化	
	生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立	8
	爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化	9
	爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化	9
4	テロ資金を封じるための対策の強化	
	F A T F 勧告の完全実施に向けた取組み	10
5	重要施設等の安全を高めるための対策の強化	
	情勢緊迫時における重要施設等の警備強化	10
	空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化	10
	核物質防護対策の強化	11
	スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化	11

6	テロリスト等に関する情報収集能力の強化等	
	関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等	12
第 4	今後検討を継続すべきテロの未然防止対策	
	テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制	12
	テロリスト及びテロ団体の指定制度	13
	テロリスト等の資産凍結の強化	13
	[別添] これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策	
1	出入国管理等の強化	14
2	テロ関連情報の収集・分析の強化	15
3	ハイジャック等の防止対策の強化	15
4	N B C (核・生物・化学) テロ等への対処の強化	16
5	国内重要施設の警戒警備の強化等	17
6	テロ資金対策の強化	18

第１ はじめに

政府は、国民の安全を確保し、健全な政治、経済、社会制度を維持・発展させていくため、これまで様々なテロ対策を講じてきた。

不幸にもテロが発生してしまった場合に備え、テロの被害を最小限に食い止め、テロの早期鎮圧を図ることができるよう、「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」（平成１０年４月１０日閣議決定）等により、政府の初動措置に関する手続の明確化を図った。また、内閣に内閣危機管理監及び所要のスタッフを置いたほか、各省庁にもテロ対策、危機管理を担当する職員を配置するなど、政府の各部門がテロに即応する体制を整えた。

さらに、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人が殺傷される事態に備え、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」においては、緊急処理事態に関する規定が設けられ、国民保護のための手続等の法整備が図られた。

しかし、テロ対策において何よりも重要なのは、テロが発生する前にこれを未然に防ぐことであり、政府は、特に平成１３年に発生した９・１１米国同時多発テロ以降、国際的な連携を強化しつつ、国内においてテロの未然防止に関する諸施策を強力に推進してきた。その主なものは、別添資料（「これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策」）に示すとおりである。

さて、国際テロをめぐる情勢は、「第２ 国際的なテロ情勢と我が国への脅威」に記したとおり依然として厳しく、その我が国への脅威は決して過小評価してはならない。また、国際テロをめぐる情勢は刻一刻と変化していることから、その変化に応じて、我が国のテロの未然防止対策は、不断の見直しが行われなければならない。

こうした認識に立って、政府は、本年８月２４日の閣議決定により、国際組織犯罪等対策推進本部を、現在の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に改組し、国際テロの未然防止対策の検討をその正式な課題とした。これを受け、当推進本部では、９月３日の会合において、我が国におけるテロの未然防止に向けた制度、体制等について点検を行い、問題点を洗い出すこと、その改善策を平成１６年内に取りまとめ、期限を切って問題点の解消を図る

ことで合意し、所要の検討を行ってきた。

その結果、「第３ 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」において、政府が新たな対応を必要とする１６の項目を明らかにし、その改善のための方向性と期限を示すことができた。今後、政府は一体となって、当推進本部の決定を着実に実行し、テロの脅威から国民の生命を守り、国民の付託に応えていく。

また、直ちに対策の方向性を示すことは困難であるが、引き続き検討を行い何らかの結論を得る必要があると判断した３つの項目については、「第４

今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」に示したとおり、関係省庁において検討を継続し、速やかに結論を得る。

テロ対策には国民の協力が不可欠であるが、その実施に当たっては、善良な国民、事業者に新たな負担を課すこととなる場合もある。したがって、政府としては、それらの負担が合理的かつ必要最小限となるよう配意するとともに、国際的なテロ情勢、各種施策の必要性等について、国民に対して積極的に情報提供・説明を行い、テロ対策の重要性が十分に理解されるよう努める。

なお、テロ対策は、一国のみで完結し得るものではない。今後も、政府として、国際テロの情勢及び諸外国におけるテロ対策の推進状況に注意しつつ、条約その他の国際約束を遵守し、各国と協調して、我が国がテロ対策の抜け穴となることがないように法制、運用の両面からテロ対策について不断の見直しを行い、テロを許さない国際環境の醸成に努めていく。

第２ 国際的なテロ情勢と我が国への脅威

１ 総論

９．１．１ 米国同時多発テロをはじめ、多数の人間を殺傷する大量殺りく型テロが世界各地で発生している。本年に入ってからだけでも、ロシア・モスクワにおける地下鉄爆破テロ（２月、死者４０名）、スペイン・マドリッドにおける連続列車爆破テロ（３月、死者約１９０名）、ロシア航空機の連続爆破テロ（８月、死者９０名）、ロシア・北オセチア共和国における小学校占拠テロ（９月、死者３３０名以上）などの例を挙げることが

できる。

いずれのテロにおいても、犠牲となっているのは、自らを守る特別の手段を持たない無辜の市民であり、テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっている。

国際社会は、これまで、例えば国連において、12のテロ防止関連条約を採択したほか、国連総会決議や安全保障理事会決議を行うなど、テロの防止のための努力を継続してきた。特に、9・11米国同時多発テロ以降は、国際テロを国際社会全体にとって最大の脅威と捉え、国連安保理決議1373号等に基づき、対テロ国際包囲網を強化してきている。

こうした国際社会による「テロとの戦い」は、国際テロ組織アル・カーイダの主要メンバーを多数拘束するなど一定の成果を上げつつあるが、一方で、テロ組織は緩やかなネットワークを形成し、世界各国にその影響を広めつつある。テロの背景には根深い思想、利害等の対立があり、その根絶は極めて困難である。

2 海外における邦人へのテロの脅威

我が国及び邦人の活動は全世界に及んでおり、仕事や観光で海外を旅行する邦人は増え続けている。幸いにして、我が国においては、近年、大規模テロの発生をみていないが、テロが続発する限り、海外において邦人がテロに遭遇する危険は決して小さくない。

現に、アル・カーイダによる9・11米国同時多発テロでは、24名の邦人が死亡又は行方不明となり、平成14年、ジェマア・イスラミアがインドネシア・バリ島で敢行したディスコ爆破テロ（死者202名）では、2名の邦人が亡くなっている。また、本年5月には、サウジアラビアにおいて外国人居住施設が襲撃されるテロが発生し、同施設に居住する邦人がこの襲撃に巻き込まれたほか、10月にはイラクで邦人の誘拐殺害事案も発生した。

米国の同盟国である我が国は、例えば、平成15年10月及び平成16年5月のオサマ・ビン・ラディンのものとされる声明や同年10月のアイマン・ザワヒリのものとされる声明において、テロの標的として名指しされている。我が国の国際社会における存在感が増し、世界に対する影響力が大きくなるにつれて、我が国の権益及び邦人がテロの対象とされる危険性は高まっており、在外公館や海外進出企業、海外在留邦人、邦人旅行者においては、テロに対する十分な警戒が必要となっている。

3 我が国への直接のテロの脅威

我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが続発している。平成14年10月には、前述のとおり、インドネシア・バリ島においてディスコ爆破テロが、同15年8月には、インドネシア・ジャカルタにおいて米国系大型ホテルに対する自爆テロが発生しているが、これらのテロは、アル・カーイダと関係があるジェマア・イスラミアによるものである。平成16年9月、ジャカルタの豪州大使館前で発生した爆弾テロも、同組織が関与したとする見方が強い。このように、大規模・無差別テロの脅威は、我が国の周辺地域にまで及んできている。

こうした状況において、我が国は、既に述べたように、アル・カーイダを始めとするイスラム過激派からテロの標的として名指しされており、今後、国内において、国際テロ組織によるテロが敢行される可能性は否定できない。また、我が国には、イスラム過激派がテロの対象としている米国権益等が多数存在することから、これを標的としたテロの発生も懸念される。

折しも、先般、ＩＣＰＯ（国際刑事警察機構）を通じて国際手配されていたアル・カーイダ関係者であるフランス人が、他人名義の偽造旅券を使用して我が国に不法に入国を繰り返していたことが判明し、さらに、別のイスラム過激派メンバーが、同人と同居する形で我が国に一時滞在していたことが明らかになるなど、国際テロリストが我が国に潜伏して活動していた実態が解明されてきている。東南アジアにまで及ぶアル・カーイダの国際的なネットワークを考えると、国際テロの動向に対していささかも警戒を怠ることは許されない。

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

1 テロリストを入国させないための対策の強化

入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化
テロリストの入国を確実に阻止するためには、入国審査時等に指紋等に

よる申請者の本人確認及び要注意人物リスト等との照合を行うことが効果的である。例えば、米国では外国人の査証申請時及び入国審査時に指紋採取及び写真撮影を行い、要注意人物リスト等と照合する「U S - V I S I T プログラム」を実施している。

そこで、法務省は、入国審査（上陸審査）時に外国人（特別永住者等を除く。）の指紋採取及び写真撮影を行うことを内容とする出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正を行うこととし、平成１７年中に検討を行い、実施に当たっての諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、平成１８年の通常国会に入管法の改正案を提出することとする。

また、外務省は、査証申請時における申請者の指紋採取について、在外公館の体制や資機材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討の上、実施していくこととする。

テロリストに対する入国規制

テロリストの入国阻止及び退去強制を的確に行うことは、テロの未然防止を図る上で極めて重要であるが、現行の入管法では、テロリストであることのみをもって入国を阻止し、又は退去強制とする規定はない。

他方、例えば、英国においては、国連安全保障理事会又はＥＵ議会がテロリストであること等を理由に入国拒否すべきとした者について、内務大臣の指定等の手続きを経て、その入国を拒否する旨の制度が存在する。

そこで、法務省は、関係省庁の協議により認定されたテロリストの入国を阻止し、又はこれを退去強制とすることを内容とする入管法の改正案を平成１８年の通常国会に提出することとする。

なお、退去強制に当たり、警察機関は、入管法第６１条の８の規定等に基づき、必要な協力を行う。

航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化

テロリストの入国を阻止するためには、我が国に入国しようとする者に関する情報をできる限り早い段階で入手し、要注意人物リスト等と照合することが効果的である。

このため、警察庁、法務省及び財務省では、外国を出発した航空機が我が国に到着する前に、当該航空会社が搭乗手続時に取得した乗員・乗客に関する情報の提供を受け、これを関係省庁が保有する要注意人物リスト等

と自動的に照合する A P I S（事前旅客情報システム）を構築し、平成 17 年 1 月 4 日の運用開始に向けて準備を進めているところである。しかしながら、A P I S については、航空会社の任意の協力に基づくものであり、また、新たな負担を求めるものであることから、必ずしもすべての航空会社の協力を得られるとは限らない。また、船舶に関しては、A P I S のようなシステムが存在しない。

そこで、警察庁、法務省、財務省及び海上保安庁は、我が国に乗り入れる航空機及び船舶の長に対し、警察機関、入管及び税関への電子媒体、F A X 等による乗員・乗客名簿の事前提出を義務付けることを内容とする法整備について、A P I S の運用状況等を踏まえつつ検討を行い、平成 17 年中に結論を得る。これを踏まえ、平成 18 年度に必要な措置を講ずることとする。

I C P O の紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止

先般、アル・カーイダ関係者のリオネル・デュモンが、盗難旅券の写真を貼り替えて作成した偽造旅券を使用して我が国への入出国を繰り返していたことが明らかになったが、このように紛失・盗難旅券を使用するテロリストの入国を阻止するためには、諸外国の紛失・盗難旅券に関する情報を迅速に入手し、入国審査の際に活用することが効果的である。

この点に関し、I C P O においては、各国から提供された紛失・盗難旅券に関する情報のリアルタイムな共有を可能にするデータベースの構築が進められているところであるが、先のシーアイランド・サミットにおいて、G 8 各国から同データベースへの情報提供の開始が合意されたことにかんがみれば、同データベースは今後充実していくものと考えられる。

そこで、法務省は、警察庁の協力を得ながら、同データベースに蓄積された各国の紛失・盗難旅券情報を迅速に入手し、入国審査の際に活用することとし、平成 17 年度から必要なシステム開発を行うよう努め、I C P O によるデータベース整備の進捗状況を勘案しながら、可能な限り速やかにその運用を開始することとする。

航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け

偽変造旅券等を使用する者が我が国に向けた航空機等に搭乗するのを阻止することは、テロリストの我が国への入国の阻止に有効である。

米国等では、航空会社等に対し、乗客が有効な旅券等を所持しているかどうか確認することを義務付け、また、英国、仏国等では、旅券偽造やなりすましが明らかな場合や旅券不所持の場合に運送事業者の責任を問うなどの制度を有している。また、我が国も既に署名している国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書第 11 条では、乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることとされている。

そこで、法務省は、航空会社等に乗客の旅券等の確認を義務付け、その違反に対する罰則を設けることなどを内容とする入管法の改正案を平成 17 年の通常国会に提出することとする。

文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援

偽変造旅券等を使用するテロリストの我が国への入国を阻止するためには、諸外国から我が国への出国を未然に防止することが効果的である。

この点に関し、米、英、仏等諸外国では、偽変造旅券等の鑑識に関する専門家を他国に派遣し、現地の出入国審査当局や航空会社に対し、偽変造旅券等に関する指導、助言等を行わせることなどにより、偽変造旅券等を使用する者が自国に向けて出国することの未然防止を図っている。

そこで、法務省及び外務省は、諸外国の文書鑑識能力の向上を図るため、東南アジア各国等において文書鑑識に関する専門家の育成及び文書鑑識に要する装置の導入を支援するとともに、平成 17 年度から偽変造旅券等に関する指導、助言等を行うため、文書鑑識指導者の現地派遣を図るよう努めることとする。

2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

英、仏、伊等諸外国においては、宿泊業者に対し、外国人を宿泊させた場合の国籍等の確認義務や警察への申告義務が課されており、この制度は潜伏活動中の外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に極めて有効である。

しかしながら、我が国においては、旅館業者に対し、宿泊者名簿の作成は義務付けられているものの、手配者の特定に用いられることの多い国籍

や旅券番号は記載事項とはされていないこと、本人確認義務が課されていないので不正確・不完全な記載である例も見られることなどから、警察等による外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に支障を来している。

そこで、厚生労働省は、宿泊者名簿の記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅館業法施行規則の改正を平成 16 年度中に行うとともに、通達を発出し、旅館業者に対し、外国人宿泊客の旅券の写しを取るよう強力に指導することとする。また、本措置が、ウィークリー・マンション等の名称で旅館業を営んでいる者によっても確実に実施されるようにするため、厚生労働省は、これらの者が旅館業の許可を取得していない場合には、直ちに当該許可を取得した上で、本措置を実施するよう都道府県等を通じて指導することとする。

なお、警察庁、海上保安庁、法務省及び公安調査庁は、厚生労働省と関係記録の警察等への提出の義務付けに関する法的措置について引き続き検討を行い、平成 17 年中に結論を得ることとする。

また、警察庁、海上保安庁、法務省及び公安調査庁は、上記の旅館業法施行規則改正及び通達による本人確認等の実施状況を踏まえ、旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等を内容とする法律案を平成 18 年の国会に提出することとする。

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

生物テロを未然に防止するためには、これに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」という。）に関する適正な管理体制を確立し、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止することが極めて重要である。

この点に関し、米、英等諸外国においては、病原性微生物等を保有する施設に対し、国への登録等を義務付けることなどにより管理体制の適正化を図っているところであるが、我が国においては、研究者や施設管理者の自主性に委ねられているに過ぎず、必ずしもすべての施設で適正な管理体制が確立されているとは限らない。

そこで、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び農林水産省は、当面の措置として、人の生命、身体に危害を生ずるおそれのある病原性微生物

等を保有する施設に対し、保有している病原性微生物等の種類及び保管方法を国に対して定期的に届け出るよう指導することとする。

また、厚生労働省は、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成 18 年の国会に提出することとする。

爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

TATP（トリアセトン - トリパーオキサイド）等爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料となる化学物質の中には、例えば、過酸化水素（オキシドール等）のように薬局等で誰でも容易に入手することができるものも存在する。

そこで、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成 16 年度中に、通達により関係業界等に対し、爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

また、警察庁は、通達の実施状況を見つつ、関係省庁の協力を得て、爆発物の原料の管理強化に向けた追加的措置の必要性について検討を行い、平成 18 年中に結論を得て必要な措置を講ずることとする。

爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化

爆発物、火薬類等の危険貨物については、現在輸入禁制品ではないため、税関職員は、直接的な犯則調査の権限がなく、不正輸入等の可能性が疑われる場合であっても、疑義を解明するための積極的な質問検査を行えない現状にある。

そこで、財務省は、国内でテロに使用されるおそれのある爆発物、火薬類等の危険貨物を輸入禁制品に追加することなどを内容とする法改正の必要性について検討を行い、必要に応じ、平成 17 年の通常国会に関税定率法等の改正案を提出することとする。

4 テロ資金を封じるための対策の強化

F A T F 勧告の完全実施に向けた取組み

国際的なテロ資金対策に係る取組みであるF A T F(金融活動作業部会)の「40の勧告(平成15年6月改訂)」及び「9の特別勧告」を完全実施するため、経済産業省、財務省、法務省、金融庁、国土交通省その他関係省庁は、銀行、証券会社、保険会社等に加え、ファイナンス・リース、宝石商、貴金属商、両替商、弁護士、公証人、会計士、不動産業者等に対して、顧客等の本人確認、取引記録の保存及び疑わしい取引の届出の義務を課すことなどについて、平成17年7月までにその実施方法を検討して結論を得ることとする。その結果、法整備を必要とするものについては、平成18年の通常国会に所要の法律案を提出し、法整備を必要としないものについては、平成18年上半期までに所要の制度の整備を行うこととする。

5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

情勢緊迫時における重要施設等の警備強化

国の重要施設や大規模イベント会場等多数の人が集合する施設の警備に当たる警察官等は、職務質問や車両検問等によりテロの防止に努めているが、これらはあくまで相手方の任意の協力に基づくものであることから、警備の実施に様々な困難を生じている。

この点に関し、例えば、英国においては、テロ防止のため、制服警察官は警察幹部が指定した区域において人及び車両を停止させ、安全確保のために必要な措置を講ずることができ、また、指定した道路において駐車を禁止し、又は制限できるとされている。

そこで、警察庁及び海上保安庁は、テロ情勢が緊迫している場合等には、警戒区域を設定し、警察官等が当該区域内において安全確保のために必要な措置を講ずることができること、重要施設等の周辺に立入制限区域を設定することができることなどを内容とする法整備について検討を行い、平成17年中に結論を得る。これを踏まえ、平成18年度に必要な措置を講ずることとする。

空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化

空港及び原子力関連施設に対するテロ対策としては、外部からの攻撃のみならず、内部からの破壊工作への対策が必要である。

この点に関し、米、英、仏等諸外国においては、空港及び原子力関連施設内の制限区域への立入者に対し、厳格な適格性のチェック等の保安措置が既に実施されている。また、空港に関しては、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）条約附属書により、可能な場合における保安制限区域への立入者に対する経歴チェックを含む適切な保安措置の実施が、また、原子力関連施設に関しては、ＩＡＥＡ（国際原子力機関）のガイドラインにより、防護区域への立入者に対する信頼性の事前確認措置が、それぞれ求められている。

そこで、空港及び原子力関連施設におけるテロ対策の強化を図るため、国土交通省、経済産業省、文部科学省、警察庁及び関係省庁は、これらの施設における立入制限区域の設定及び一定の要件を満たす者以外の者の当該区域への立入制限措置等について検討を行い、平成１７年中に結論を得る。これを踏まえ、平成１８年度に必要な措置を講ずることとする。

核物質防護対策の強化

より厳しさを増している核物質防護を巡る状況に的確に対応し、我が国原子力施設の防護水準を国際的に遜色のないレベルにまで引き上げ、核物質防護体制を磐石なものとするため、抜本的な核物質防護対策の強化が必要である。

そこで、ＩＡＥＡの最新のガイドライン等を参照しつつ、核物質防護対策の強化及び核物質防護措置の実効性の担保を図るため、経済産業省、文部科学省及び国土交通省は、警察庁及び海上保安庁の協力を得て設計基礎脅威（ＤＢＴ）を策定するとともに、核物質防護規定の遵守状況を監視するための「核物質防護検査」の導入及び「核物質防護検査官」の新設、防護措置に係る機微情報を知り得る事業者の従業者に対する守秘義務規定の新設（罰則担保付き）等を内容とする核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案を平成１７年の通常国会に提出する。

スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化

９．１１米国同時多発テロの発生により、ハイジャックの未然防止の重要性が改めて浮き彫りになるとともに、万一発生した場合には、直ちに機内においてテロリストの制圧・検挙を図らなければならない場合があることが明らかになった。

この点に関し、米、英、独等諸外国においては、既にスカイ・マーシャ

ル（航空機の飛行中におけるハイジャック犯の制圧等を任務とする法執行官の警乗）の制度が運用されており、また、先のシーアイランド・サミットでは、スカイ・マーシャルに関する国際協力の強化が合意された。

そこで、ハイジャックの未然防止対策の強化を図るとともに、発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、警察庁及び国土交通省は、平成１６年１２月１０日の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、スカイ・マーシャルの制度の運用を開始することとする。

６ テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、外務省、警察庁、法務省、公安調査庁、海上保安庁その他の関係省庁は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努めることとする。

また、政府全体として、在外公館を通じ、国外におけるテロ情報の収集のための取組強化に努める。このため、外務省は、警察庁、公安調査庁、海上保安庁その他の関係省庁の協力を得つつ、引き続き在外公館における対外情報の収集・分析体制の強化に取り組むこととする。

第４ 今後検討を継続すべきテロの未然防止対策

テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制

テロの未然防止の重要性に対する国民の認識・理解を深め、その対策の推進に資するため、テロの未然防止の重要性や、これに関する国の基本的な姿勢、関係機関や国民の責務等に関して規定することなどを目的としたテロの未然防止に関する法律案について、警察庁、法務省、公安調査庁、国土交通省その他の関係省庁は検討を行い、速やかに結論を得ることとする。

テロリスト及びテロ団体の指定制度

米国、英国等には、関係大臣が外国のテロリスト及びテロ団体を指定し、これに対して資産の凍結、支援行為の禁止、構成員の入国拒否等の規制を行う制度が存在する。

そこで、テロリスト及びテロ団体に関する情報の収集・分析体制の強化を図るとともに、テロリスト及びテロ団体を指定して所要の規制を行う制度について、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、法務省その他の関係省庁は検討を行い、速やかに結論を得ることとする。

テロリスト等の資産凍結の強化

テロリスト等の活動を抑止するため、財務省及び経済産業省は、外国為替及び外国貿易法に基づき、テロリスト等向け支払及びテロリスト等との間の資本取引を許可制にすることにより、実質的にテロリスト等に対する資産凍結の措置を講じている。しかしながら、国内における居住者間の取引等については、同様の規制が存在しない。

そこで、テロリスト等の資産凍結の強化を図るため、テロリスト等に係る国内における居住者間の取引等の規制の在り方について、公安調査庁は、関係省庁と協議を行い、速やかに結論を得ることとする。

〔別添〕

これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策

1 出入国管理等の強化

○ 出入国審査の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、A P I S の導入（平成 17 年 1 月から運用開始予定）、高性能の偽変造文書鑑識機器の導入、査証発給情報の関係省庁間での共有等により、関係機関の情報交換・連携強化及び一層厳格な出入国審査を実施

○ 海上監視等の強化

巡視船艇、航空機等により海上監視を強化・徹底。航路・港湾における監視カメラ設置等により船舶動静、問題船の把握を行うなど情報収集・分析及び監視体制を強化。埠頭等主要港湾施設における巡回の強化、注意喚起などの警戒強化を実施

○ 通関検査体制等の強化

銃砲、爆発物等の密輸入阻止を目的として、入国旅客及び乗組員の携帯品（託送品、別送品を含む。）の開披検査を強化。輸入商業貨物、輸入郵便物の審査・検査を強化。動植物検疫においても不審事例が見受けられた場合の関係機関への連絡を徹底

○ 国際空港・港湾における危機管理体制の強化

関係省庁担当課長等で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を内閣官房に設置し、空港保安委員会、港湾保安委員会の開催により関係機関の連携を強化。枢要な国際空港（成田、関西）・港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）に都道府県警察の警察官、海上保安（監）部長からなる危機管理官を設置し、関係機関の連携を強化

○ 出入国審査におけるバイオメトリクスの活用

I C A O 標準に準拠した I C 旅券の平成 17 年度中の導入を目指して

取り組むとともに、バイオメトリクスを活用した出入国審査の構築に向けて、必要な調査研究及び実証実験を実施。また、今後各国において導入が進むe-Passportについて、その互換性・相互運用性の確保のための調査研究を実施

- 紛失・盗難旅券情報のＩＣＰＯへの提供

紛失・盗難旅券情報の国際的共有を可能とし、入国審査の強化にも資するよう、我が国の紛失・盗難旅券情報のＩＣＰＯデータベースへの提供を平成１６年１１月から開始

２ テロ関連情報の収集・分析の強化

- テロ関連情報の収集体制の強化

警察庁外事情報部及び国際テロリズム対策課、外務省国際情報統括官組織、海上保安庁警備救難部警備課情報調査室、公安調査庁公安調査管理官等所要の機構整備、警察庁国際テロ緊急展開チーム（ＴＲＴ）の国際テロリズム緊急展開班（ＴＲＴ－２）への改組等により情報収集体制、外国機関との連携体制を強化

- テロ関連情報の分析・評価、共有体制の確保

各省庁が把握した重要情報及びその分析・評価について、内閣情報官に集約した上で、政府全体として総合的に分析・評価し、関係省庁間で共有する体制を確保

３ ハイジャック等の防止対策の強化

- 空港の警戒警備の強化

航空会社等による空港警戒態勢を最も厳しいフェーズＥ＝非常態勢に強化するとともに、旅客の靴に対する随時のＸ線検査等検査を強化・徹底。空港内の巡回強化、保安検査場への警察官の増強配備やチェックインカウンター等における警戒を実施。さらに、主要空港については、利用者の多い時間帯に機動隊を運用して警戒を強化

- 航空機内への危険物持込禁止措置の強化

航空法の改正により、小型ナイフを含む刃物類、強打すること等により凶器となり得る物、先端が著しく尖っている物、その他凶器となりうる物品全てに関し、航空機内への持込みを禁止

- 航空保安検査能力の強化

成田、関西及び羽田空港において保安検査場等を整備。液体物検査装置を平成16年11月から国内の各空港において順次導入開始。また、インライン検査システム（危険物を自動探知するX線検査機器及び爆発物検知装置を有機的に組み合わせたシステム）を羽田空港に導入

- コックピット・ドアの強化

航空機の客室側から操縦室への侵入を阻止し、ハイジャックを防止するため、拳銃の弾丸等の貫通も阻止できる強化型操縦室扉の装備を平成15年11月から義務化

- 空港への不法侵入対策の強化

場周フェンス、センサーの設置等による侵入防止策をとるとともに、強化措置を羽田空港において実施。その他主要空港についても順次強化予定

4 N B C（核・生物・化学）テロ等への対処の強化

- 核物質、放射性物質、生物剤、化学剤等の管理、防護措置の強化

「生物化学テロ対処政府基本方針」（平成13年11月8日関係閣僚会議決定）その他に基づき、N B Cテロに使用されるおそれのある物質を取扱う事業者、研究機関等に対し、保管・管理の強化、盗難防止対策について指導・要請を実施。不自然な取引等に関する情報収集を強化。空中撒布に使用される恐れのある小型航空機の盗難防止対策等を徹底。主な原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に対し、核燃料物質、放射性同位元素等の安全管理の徹底、核物質防護の徹底、治安当局等との連携強化等を要請

- 不審郵便の警戒、水道施設の警備等の強化

不審な郵便物への警戒を実施。水道については、水源監視の強化、浄

水場、配水池等の水道施設の警備の強化、毒性等の有無を生物を使って監視するバイオアッセイ等による水質管理の徹底などを水道事業者等に指導

- 爆弾テロ防止条約の締結に伴う関係国内法の整備

「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により、爆弾テロ防止条約の締結に伴い関係法律（爆発物取締罰則、原子炉等規制法、放射線障害防止法、火炎びん処罰法、生物兵器禁止法、化学兵器禁止法、サリン法）を整備

5 国内重要施設の警戒警備の強化等

- 我が国重要施設等の警戒警備の強化

我が国の重要施設及び米国等関連施設等に対する警戒警備を強化。特に、原子力発電所等について、陸上及び海上からの警戒警備を24時間体制で実施。原子力事業者等においても、自主警備を実施するとともに、原子炉等規制法に基づき所要の防護措置を実施

- 鉄道の警戒警備の強化

新幹線を始めとする鉄道に関し、鉄道警察隊員や機動隊員による列車警乗、警備犬も活用した駅構内の巡回強化、職務質問の徹底、警察車両による沿線警戒の強化を実施。管理者による自主警備、不審な手荷物の所有者確認や旅客等への不審物発見時の協力要請等を実施

- 旅客船等の警戒警備の強化

国内の主要航路を航行する旅客船・カーフェリーへの海上保安官による警乗を実施。旅客ターミナルの警戒を強化。旅客船事業者による自主警備、旅客等への不審物発見時の協力要請を実施

- 多数集合施設等の警戒警備の強化

大規模イベント会場等多数の人が集合する施設、ライフライン施設の管理者等に対し、自主警備の強化に係る指導・助言を行うほか、情勢に応じて警察官による警戒を実施するなど警戒警備を強化

- S O L A S 条約対応のための港湾及び船舶の保安対策の推進

港湾施設及び船舶における保安の確保のため、国際港湾施設にあっては制限区域の管理、港湾施設内外の監視等の措置を実施し、国際航海船舶にあっては制限区域の設定、乗船者の本人確認、船内の巡視又は監視等の措置を実施。また、国際航海船舶の入港に係る規制として事前通報の義務付け、立入検査等の措置を実施

6 テロ資金対策の強化

- テロ資金供与防止条約及び国連安保理決議 1 3 7 3 の履行のための関係国内法の整備

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）の制定とともに外国為替及び外国貿易法（外為法）の一部改正を行い、預貯金口座開設時における顧客の本人確認等を義務付け。また、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（犯罪資金供与処罰法）の制定などにより、テロ資金の提供、収集を刑事処罰の対象とした上、国外犯その他所要の規定を整備。さらに、先の臨時国会で、預貯金通帳等を譲り受ける行為等に罰則を定め、預金口座等の不正利用の防止を図ることを内容とする本人確認法の改正が成立

- テロ資金供与に関する F A T F 特別勧告等の履行

外為法に基づき、テロリスト等の資産凍結等の措置を実施するとともに、外国為替取引を行う金融機関等に対し、顧客の本人確認等を義務付け。また、犯罪資金供与処罰法により、テロ資金の没収等や資金洗浄行為の処罰を可能にするとともに、疑わしい取引の届出制度の範囲の拡充その他所要の規定を整備

- テロリスト等に対する資産凍結等の実施

外為法に基づき、テロリスト等に対し資産凍結等の措置を累次にわたり実施するとともに、その実効性を確保するため外国為替検査を強化

- 銀行、証券会社等の金融機関等による本人確認の徹底

本人確認法及び外為法により預貯金口座開設時の本人確認等を義務付

けるとともに、各金融団体に対し、本人確認の徹底を要請

- 疑わしい取引の捜査及び地下銀行事案の摘発
犯罪収益等の疑いのある取引に関する金融機関よりの届出に基づく捜査及び地下銀行事案の摘発